

第百十二回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第 四 号

昭和六十三年四月一日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中村 靖君

理事 愛知 和男君 理事 岸田 文武君

理事 北川 正恭君 理事 鳩山 邦夫君

理事 町村 信孝君 理事 佐藤 徳雄君

理事 鍛冶 清君 理事 林 保夫君

理事 逢沢 一郎君 理事 青木 正久君

理事 工藤 巖君 理事 古賀 正浩君

理事 佐藤 敬夫君 理事 齊藤斗志二君

理事 谷川 和徳君 理事 渡海紀三朗君

理事 松田 岩夫君 理事 宮里 松正君

理事 江田 五月君 理事 嶋崎 讓君

理事 中西 續介君 理事 馬場 昇君

理事 有島 重武君 理事 石井 郁子君

理事 山原健二郎君 理事 田川 誠一君

出席國務大臣 文部大臣 中島源太郎君

出席政府委員 文部政務次官 船田 元君

文部大臣官房長 古村 澄一君

文部大臣官房総務審議官 川村 恒明君

文部大臣官房會計課長 野崎 弘君

文部省初等中等教育局長 面崎 清久君

文部省教育助成局長 加戸 守行君

文部省高等教育局長 阿部 充夫君

文部省高等教育局私学部長 坂元 弘直君

文部省學術國際局長 植木 浩君

委員外の出席者

文部省社会教育局長 齋藤 諦淳君

文部省体育局長 國分 正明君

文化庁次長 横瀬 庄次君

警察庁刑事局保安部少年課長 遠藤 豊孝君

環境庁大気保全局大気規制課長 浜田 康敬君

外務大臣官房外務参事官 田辺 敏明君

外務大臣官房文化外交課長 遠藤 乙彦君

大蔵省主税局税制第一課長 杉崎 重光君

厚生省生活衛生局企画課長 佐野 利昭君

厚生省児童家庭局母子福祉課長 柏崎 澄雄君

通商産業省生活産業局窯業建材課長 和田 正武君

労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長 富田 達夫君

建設省住宅局建築指導課長 立石 真君

文教委員会調査室長 高木 高明君

委員の異動

四月一日

辞任

杉浦 正建君

同日

辞任

宮里 松正君

補欠選任

宮里 松正君

補欠選任

杉浦 正健君

本日の会議に付した案件

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

文教行政の基本施策に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林保夫君。

○林(保)委員 皆さん御苦労までございます。百十二国会になりましたが、なかなか本格審議に入れないことを残念に思いますが、なおやむを得なかったという事情もございまして、きょう初めてでございますので、数が少々多いでございますけれども、率直な御答弁をちょうだいしたいというところをまず冒頭にお願いしておきたいと思

います。大臣御就任以来、既に以前からそうだと思いましたが、文教関係、文部省あるいは学校関係といったような観点から見ると、もう毎日のようにこれは、これはという問題がたたくさん出ております。いいこともあれば悪いこともある。そういう中で大変御苦労だと思えます。そういった意味で、私、冒頭事務局の方に内容をというよりも背景をお聞きしたいまして、こういうことをしたらいいのだという、お話を簡単に承りまして、それらについて大臣の御所見をそれぞれ承りたい案件でございます。

これを申し上げる前に、高知学芸高校の皆さん方のあのような惨事、あつてはならないことが起きたことに対して、地元の方々、さらには関係者、また、今救援あるいは解決に向かつていらっしゃる内外の皆さん方に対して敬意を表しながら、なおこういうことは今後避けなければならぬ、こういった観点で、文部省さんも三月三十一日に通達を出されたようでございますので、その骨子とポイントを簡単にしゅうございまして、事務局の方から承りたいと思ひます。

○中島國務大臣 事務局からお答え申し上げますので、二十七日という亡くなられた方を出しまして、また負傷者の方も今懸命に加療に努めておられますが、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますのと同時に、負傷された方々の御全快の一日も早くあらんことをお祈りしておる次第でございます。

また、二十四日の悲惨な事故の第一報が入りました後、直ちに関係省庁と連絡をとりまして、それぞれの協力を得ることができました。その後、文部省からも上海並びに高知学芸高校に職員を派遣いたしましたして、事故現地並びに学校、それから政府の対応、この三者が三位一体で事故処理に当たるような態勢をとらせていただきました。また、私も、御理解を得まして過日高知学芸高校の校長、理事長さんとお会いをいたしました。これらの態勢を御報告いたし、また御要望の点をつぶさにこちらにいたいただくというのを申し上げておきました。たまたま章曙駐日中国大使とお会いできましたので、私からもいろいろ要望に對し対処方をお願いをいたし、章曙中国大使からも、直ちに本国政府と連絡をとる、このような御意向をいただいて今日に参っておりますことを、冒頭に哀悼の意を表しますのと同時に御報告を申し上げ、あとのお尋ねについては政府委員からお答えをいたさせます。

○林(保)委員 大臣の真摯な姿勢に對して敬意を表します。しかしこれからの問題でございますので、これからどうするんだという観点で、事務当

局の方から、通達に関連いたしましたとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○面崎政府委員 事故そのものにつきましては大臣から申し上げたとおりでございます。現時点におきましては、昨日現在で四名の重傷者が帰つてまいりまして、まだ残っておりますのが四名でございますが、この四名につきましては、きょうとあすの二日間全部日本に帰国できる予定と承知いたしております。

先生お尋ねの今後の問題でございますが、私もいたしましては、一月の半ばの段階で、海外修学旅行についてはいろいろな留意点を示して都道府県教育委員会等の指導をしたところでございますけれども、今回の経緯にかんがみまして、昨日付で事務次官通達を出しまして、今後の海外修学旅行についての取り扱いにつきましてそれぞれ教育委員会、知事部局等へ注意を喚起しておりますところでございます。

要点を簡単に申し上げますと、海外修学旅行につきましては、旅行経路でありますとか交通機関、現地の状況についての事前の調査の問題、それから引率体制、万一の事故発生の場合の緊急時の連絡体制・医療体制、そういう点について周到な準備を整えて、関係業者に余り過度に依存してはいけないというふうな留意点を示しまして、これからの海外修学旅行の実施に当たっては、教育委員会の承認あるいは知事部局への事前の届け出というふうな措置も講じて、遺漏のないような措置を講ずるべしというふうな形で指導をしておるところでございます。

この点は指導の通知だけでは足りないと思ひますので、四月の下旬までの間に、私も各都道府県等を招集いたしまして、担当の指導主事等と協議をしたいと思います。以上でございます。

○林保委員 文部省の手はそれだけかなという感じをこの間通達の内容を見まして思ったのですが、ただいまのお話で私は一つあると思うのです。

届け出と承認ということでございますね。届け出と承認があれば、慎重に計画することはわかるわけですが、その実効ある措置ができるかどうかを、文部省さん一々コースを回つてみられるわけじゃないし、どういふふうにして確認されるのだろうか。それから、国内の修学旅行ですとみんな大抵事前になにか引率される先生が回つておられて、そのコースならいいだろうというふうな結論で何かやつておられるやに聞いておりますけれども、海外の場合にはこの間の通達では必ずしもその点がはつきりしていなかったような印象を受けたわけですが、その辺を局長さんほどのようにお考えでしょうか、ひとつ具体的に。

○面崎政府委員 先生おっしゃいますように、具体の個々の修学旅行についての実際の計画なり周到な配慮というのが大事でございます。承認、届け出とは申しませんが、その中身が問題だ、確かに御指摘のとおりでございます。今回の高知学芸高校につきましては、事前に教員が現地の調査をしたやに、まだ確認は十分いたしておりませんが、そう聞いております。しかしこのような不測の事態が起きたわけでございますが、今後の問題としては、事前の届け出あるいは承認に当たつて、それぞれの学校の計画を当事者として教育委員会なり知事部局の立場で事前に承認をした上でチェックをして、そして学校側と周到な準備になつてゴーサインが出るというふうな形にしたいと思つておられます。

やはり今後の問題としては、往々にして海外になりますと旅行者にとりこんで任せるとか、それから現地調査が非常にしにくいとか、そういういろいろな従来のケースもございますので、その点については学校が主体的に取り組むということに私は指導の重点を置きたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○林保委員 最後に、大臣にこの件について御所見をいただきたのですが、自由にビビッドにやること自体、自主的にやることはいいと思うの

です。しかし、だれが見ても客観的に無理だといふときは、やめさせる勇気を文部省なり教育委員会に与えていただくような方向を大臣から御示唆いただけたら幸甚だと思いますが、いかがでしょうか。

○中島國務大臣 今度の事故は大変悲惨なことでございまして、これを十分今後に生かさなければいかぬと思ひます。

ただ、二つの点を申し上げなければならぬと思ひますが、さきさきながら、海外を含めた修学旅行というものの、新しい事象に触れ新しい体験を積み、この点の意義あることは認めていく必要があると思ひます。その有意義なことを認めつつ、今おっしゃいますように、届け出を受けてその承認をいたすについて、それに無理があるというふうな感じの場合には勇気を持ってそれを指摘できますように、それがあつてこそ事前の届け出と承認が生かされるわけでございまして、先生の御意思は十分に生かしてまいりたいと思ひます。

○林保委員 次に移りまして、宗教法人の問題が近ごろ新聞に割と出ております。割と云つた方がいいのか、よく出ていたと言つた方がいいのか、これは見方によりますと思ひますが、本来新聞記事にならぬ方がよいのですけれども、それがなつておる。本国会でもかつて参議院その他でいろいろ質疑応答もあつたやに議事録で拝見いたしました。去る三十一日に宗教法人に対して文化庁が通達を出しまして、きつちりやるということでございますが、その内容、どういふところをどういふふうにするのか。それから、総務庁の方も監査という形で問題提起をしておられて、国税庁もまた税の問題でやつておられた。過日、総務庁長官は、文部省及び国税庁が調査するので総務庁はやらぬというのを言つておりましたが、それらの軽重の度合い及び今回文化庁がやろうとしておられる内容につきまして、簡単によろしいですが、まず御説明いただきたと思ひます。

○横瀬政府委員 ただいま先生が御指摘になられ

ましたように、最近、宗教法人について社会的な非難を浴びるような事例がいろいろ報道されておりました。これは私もとしては大変残念なことでございます。実際に報道されております事例は、ほとんどが脱税とか税の申告漏れあるいは税制について何かの点をねらうものであるとか、いずれも終局的には税制に絡んだ問題であると思つております。しかし、このような税制に絡んだ問題をやりやすくするといふような意味で、宗教法人法で設立の認証等具体的な宗教法人の所轄庁は都道府県の知事ということにされておりますけれども、その都道府県知事の認証事務が少し不十分ではないか、あるいは甘いのではないかと、いろいろな御指摘も付随してなされていふというふうな実態にあると私も認識しております。そういう意味で、昨日付で各都道府県知事に対しまして、宗教法人に対する認証事務の取り扱い等についての指導通達でございますが、都道府県知事の注意を喚起したというものでございます。

その内容といたしましては四つほどございまして、一つは、設立の認証に当たつてその宗教団体としての実体を有していることを十分審査すること。もう一つは、主たる事務所の移転が非常に安易に行われますと実質的には新たな宗教法人の設立と異なる場合があるわけでございまして、こういう点について十分注意をすること。三番目に、最も問題になつております収益事業につきましても、規則に明記をしないで事実上行つていふものについては、これは宗教法人法上当然でございまして、規則へ明記をすること。そして、規模とか内容につきまして著しく不適切な場合には、これを改めるように指導すること。最後に、不活動法人といふものが悪用される例もございまして、不活動法人の実態の把握に努めて、不活動法人であるということがわかつた場合には、解散等について指導などを必要措置を講ずべきであるといふようなことでございます。宗教法人法が施行されてからこれまで三十年たつていふわけでございますが、各所轄庁にお

たいと思うわけですが、とにかく、それに対してい
県なり文部省文化庁なりが認可していますと、そ
れこそお墨つきになってしまいます。そういつた
ことから、入信した信徒あるいは氏子との違和が
出ますと余計におかしくなってしまうという実情
がございますので、ほかに御担当の大臣がおられ
ませんのですから、ひとつ大臣にしっかりとその辺

のところが仕分けなり指導なりをやつていただく
ほかはないと思ひますので、その辺を念を押して
おきたいと思ひます。よろしくお願いを申し上げ
ます。

次に入ります。順序が逆になつたわけですが、
ますが、大臣の所信表明演説を読ませていただき
まして、私も、いわゆる教育に対する理念という
のは一体何だろつか、こういうことで、ついでと
言つては悪いですが、これも、過去十代くらい前ま
でになりますか、大臣の所信表明をずらつと読ま
せていただいたわけです。そういたしますと、大
臣は「教育は、国家社会発展の基盤を培うもので
あり、次代の日本を担う青少年を育成する上で一
日たりともゆるがせにできない国政上の重要課題
であります。」こういうふうな断定しておられま
す。それから前の塩川文部大臣は「教育は国家百

年の計であり」その後は大体同じなのですが、それから順序が後先になりますけれども、海部文部大臣は、やはり「国民的な重要課題である文教の刷新充実に渾身の力を」、これは五十二年です。それから砂田文部大臣は五十三年ですが、「教育・学術・文化は、永遠に変わることのない国政の基本であります。」それから内藤文部大臣は五十四年ですが、「国政の最重要な課題である」。それから谷垣文部大臣は五十五年ですが、「国政の基本」である。それから田中文部大臣は、「国政の基本」で

ある。小川文部大臣は、「国政の基本」である。それから瀬戸山文部大臣も、「国政の基本」である。それから森文部大臣は、ちよつと表現があいまいですけれども、中曽根総理の言葉を引用いたしまして「教育改革を断行する時期に来ている」「こゝろ」というようなことで、趣旨はやはり同じような趣意

だろうと思ひます。六十一年の松永文部大臣は「教育は国家百年の大計」海部文部大臣は「国政の最も重要な課題」として教育改革を進めなければならぬ。塩川文部大臣は「教育は国家百年の計」である。先ほど申し上げたようなことを言っているわけですが、そのように、何となく国家の基本は教育にあるというような印象を持ちながらも、表現の差があり、かつ、時代的にあるいは大臣がかわれば少し変わつておるかなという感じでございます。

大臣は、本所信の中で先ほど申し上げましたように述べておられますが、そのようにおっしゃられる以上は、それなりの国政上の重要課題、これは当たりさりのない言葉だと思ひます、しかしそれに伴う質と実をしっかりと踏まえていただくければ、教育改革が大きな命題になっておりますけれども、これはなかなか難しい、賛成する者もあれば反対する者もある、その中をいかうくつても、国政上の重要課題でありますのでやらなければならぬ、こういうことだろうと思ひますが、その辺につきまして大臣の御認識を冒頭にひとつ改めて承つて、決意を示していただきたい、このように考えます。

○中島国務大臣 おっしゃいますように、私は、「教育は、国家社会発展の基盤を培うものである」、「一日たりともゆるがせにできない国政上の重要課題であります。」こう申し上げました。しかし、言葉の表現はともかく、国家百年の大計であり、国政の重要課題であることはおっしゃるとおりでございます。私の認識もまさにそのとおりでございます。しかも、私どもが今行おうとしております教育改革、まさに本格実施の年を迎えておりますし、その教育改革そのものは教育基本法に基づき、教育基本法はまた日本国憲法に基づいておりまして、日本国憲法で示しております理想の国家をつくるための中心はやはり教育である、そういうふうな教育を位置づけたのは教育基本法でございますので、いろいろな意味で、それを中心といたしまして、国民のすべての方々の理

解を得つつ進めるべき問題だと思つております。先生のおっしゃいますように、進めるについていろいろ御意見はあろうと思ひます。しかし、それを担当いたしました進めるべき省庁は文部省であるという自負も持つております。しかも、どのように進めるかにつきましては、社会の推移を見まして、その推移を前提として臨時教育審議会でも三年間御審議をいただき、その数多い御指摘をもとに当面進めるべき八項目というものを閣議決定をいたしておりますので、それにのっとりましてスムーズに着実に進めていくということが私も与えられた任務であり課題である、こう思ひますので、今国会にも種々法案を御提出いたしておりますので、付託早からんことを、そしていろいろな御意見があらましても、御論議をいただく中で御理解を得てスムーズに成立し促進できますことを望んでおりまして、先生おっしゃいますように御意見がいろいろあればこそ論議を早めていただきたい、このように考えております。

○林(保)委員 大臣のおっしゃったように、意見があればこそ議論を深めて早めるということは私ももちろん賛成でございますが、なお状況の認識という点で大臣はどのようにお考えになつておるだらうかなということ、二つについて視点を變えて伺いたいと思つております。

一つは、ここに持つてきました教育改革に関する第一次答申の中に、「戦前の教育」、「戦後の教育」、「教育の現状」という中で、ちよつと読みましようか。一つは、「我が国の教育は国家社会の発展の原動力となつてきた。諸外国と比して初等中等教育の水準が高いことなどは評価されている。」二番目に、「他方、国際化への対応のおくれなどの問題があり、制度運用の画一性、硬直性による弊害が生じている。受験戦争やいじめ、青少年非行などの教育荒廃は憂慮すべき事態で、その根は学校、家庭、社会のあり方などと絡み合つてゐる。」三番目は、「科学技術文明のもたらした物質中心主義と心の不在、自然との触れ合いの希薄化、生命を尊重する心の不足などの問題がある。」

四番目に、「明治以降、欧米諸国へ追いつくことを国家目標の一つとし、教育も先進国の科学技術、制度の導入などを急速に推進するため効率性を重視し画一的なものになつた。近年の我が国の教育は時代の変化と社会の要請に立ちおくれである。」こういうふうに出てゐるわけですが、あえてこれを長々と読みましたが、文部省の皆さんはこれはそらんじておられることだと思ふのですけれども、何かこういう認識の上に立つてやらなければならぬなというものがなければならぬと思ふのです。

率直に申し上げまして、前の塩川文部大臣を批判しどうこうするわけではなくて、逆に塩川大臣は、こういう問題がある、いじめ、非行あるいは学校の教育水準、技術的、科学的にはまだよそと基礎的な部分でよくおられるというようなことをかなり強く言つておられました。それと同じようにおっしゃつてくださいというのではなくて、大臣が今の主として学校教育、それについてどのよう御認識をお持ちになつて、だからこそ今おっしゃつた八項目をやるのだ、こういうことをお聞かせいただきたいと思ふのです。

○中島国務大臣 私は、日本の教育水準そのものは、初等中等を含めまして全体の水準は高いところにあると認識して間違ひではないのではないかとと思ひます。

ただ、今おっしゃいますように、明治以来全体の水準を早く高めたという意欲が先に立ちまして、振り返つてみて画一的ではないかと言われますと、それを否定し得ない点がございします。特に、一方で社会そのものが成熟度を増しますと国際化、多様化、個性化をいたしてまいります。その社会の変化にみずから対応できるようにたくましく心豊かな青少年を育成する、そして八十年の人生を通して意義ある社会人として全うするということを考えますと、教育そのものがここで社会への対応を迫られておるであらう、それが前提となつて臨時教育審議会が御審議をいただいた、そして画一性から個性重視の教育、こう打ち出さ

れたわけでございまして、私は、教育そのものも、それは学校教育もそうでございしますし生涯教育も社会の対応も含めまして、個性化、多様化を重視していくべき時期に来ておる、それに沿つて今教育改革を進めるのである、このように認識をいたしております。

○林(保)委員 そこで、個性化の問題は後にしまして、第二の視点に移りたいと思ふのです。

国際化の問題でございしますけれども、やはりこれだけ本當の意味で世の中が變つてきた。しかし、国際化というその化がついておる時代はまだお化けが出てゐるのです。本當の国際化になつていないと思ふのです。それに追いつけ追い越せでいかなければならぬという立場にあると思ふのです。しかし大臣の、教育程度が高いという認識、これは本當にそうだという断定なり確信なりを持てるのだらうかという疑問に對しましては、大臣はどのようにお答えになるでしょうか。

○中島国務大臣 私は率直に申し上げまして、今も初等中等を含めて申し上げたわけでございします。概して日本の教育が大きく分けてアメリカ型を志向したのだらうかイギリス型を志向したのだらうかということになりますと、全体の底辺を早く高めていくという点では、總体的に高めるという点ではアメリカ型を志向したかな。そういう中で、初等中等教育におきましては、特に小中学校におきましては、その充実度は世界的にも認められておると言つていいのではないかと思ふのでございします。ただ高校から上になりますと、さて高校時代からそれぞれ専門化していつていいものであらうか、あるいはもうちよつと全体を高めるべきであらうか、それを受けて立つ大学あるいは大学院制度の中でそれが充実しておるだらうか、こういうことになりますと、率直に申し上げまして、高等教育におきましてはより活性化していかねばいか。そういう面も含めまして現在大学審議会に諮問を申し上げまして、まさに高等教育をこれから活性化し、高度化し、個性化していくには

どのようにしたらいいか、御審議をいただいておりますのでございます。

そういう意味では、全体に文部大臣として自信があるかと申されますと、むしろ、初等の方に自信はあるが上をもちよつとしっかりせにやいかぬのではないかと、率直にそう考えます。

○林(保)委員 実は私も大臣と同じ見解でございます。上をもちよつとしっかりしなければならぬのではないかと、こういうことでございませう。それは前々からも多少気づいておりましたけれども、諸外国に比べてどうかという視点をひとつ、統計上の問題ですけれども、見ていくことも大事だと思ふのです。

過般、これはNHKだったと思うのですが、テレビ放送されました中で、そこでは大学という言葉を使っていると思うのですが、本当は韓国の高等教育の進捗率ですが、急速に高くなっている。しかもそれは国家目標にしてやっていると状況です。中国も、今は大変低いけれども学問に対する熱意が大変沸き起こっている。私も少し調べてみましたけれども、データ上日本は諸外国に比べてそんなに劣っているとは言えないと思ふのですが、この辺についての数字をお持ちでしたら事務当局の方から御説明をいただきたいと思ふます。進捗率の問題と人口比の問題とあると思ふますが、お手持ちのデータで結構でございます。

○阿部政府委員 大学への進捗率についての日本と韓国の比較の数字でございますが、昭和六十二年で比較いたしますと、日本の場合には十八歳人口に対する四年制大学あるいは短期大学の進捗率として三六・一％でございます。なお韓国の場合には同様の計算で進捗率をばじますと三二・九％ということで、かなり近い数字になつていふかと思ふます。

○林(保)委員 そういふ数字だと思ふます。ただ進捗率ということになりますと、少し日本よりも高いというデータも出ていふと思ふます。これは文部省の調べなので局長もお持ちだと思ふます。高校への進捗率は八二・五、大学の進捗率は四

○、日本が、高校への進捗率が九二・三、大学へが三五・六ですから、人口当たりということになりますと日本の方が実質上高いわけですからけれども、高校から大学へ行くという進捗率からいふともう既に韓国の方がかなり高くなつていふというように認識していいと思ふのですが、局長、間違ひございませうでしょうか。

○阿部政府委員 高等学校卒業生の中で大学へ進学する者の率ということで別途計算をいたしますと、日本が四一・一％、韓国が三八・二％、毎年高等学校の卒業生数等が変つてきますので年度のとり方によつて若干違つてくるケースがあるのかと思ふますけれども、昭和六十二年で計算いたしますと、日本が四一・一％、韓国が三八・二％、どちらも大体四割前後というふうな数字に相なるかと思ふます。

○林(保)委員 新聞、テレビの報道よりも文部省さんの方が、文部省設置法の中にもきちりという数字を調べるということになつていふので、確実な数字をお持ちだと思ふますので、これは異論は唱へません。しかし、なお韓国に行かれた人の話あるいは新聞報道などで見ますと、韓国が大変教育援助を家庭及び子弟にやつておる。特に一九八六年に開校した韓国科学技術大学、K I T というのだそうですが、これは約半数の学生が高校二年修了で飛び級入学者であつて、授業料、食費を含めた寄宿料などは全額免除、そして月五万円程度の奨学金が支給される。しかも兵役の免除である。そのかわり、教育関係とかそういう団体、会社などに卒業したら勤めなければならぬという義務を課しておるということになつておるが、日本よりも大変手厚いやり方をしておるなという感じでございます。

日本と対比いたしましたして、日本はいわば成熟社会でございますので、ほつておいてもみずからの實力とみずからの能力を持つて入つていくという違いはありますけれども、これから教育改革を私どもが二十一世紀に向けて手がけていかなければならぬ場合には、こういうこともあるという事実

を踏まえてやつていかなければならぬと思ふのですが、阿部局長さん、諸外国で韓国みたいに行つていふところは異例だと思ふますけれども、日本よりもつと恩恵のあるところがいっぱいあると思ふます。そのことについては後で触れたいと思ふますので、大体どんなお感じで見えていらつしやるか。進学する場合の経済的あるいは社会的優遇措置が諸外国ではどのように出ておるか、それに対して日本はどのよう低いのかという感じが私には持つていふのですが、局長はどのように御判断しておられますか、それを先にお聞きして、その後で大臣の御見解を承りたいと思ふます。

○阿部政府委員 諸外国の育英・奨学制度あるいは授業料免除と申しますか授業料の徴収の有無といったことで比較してみますと、ヨーロッパ系統の例はドイツ、フランスあるいはイギリスといった種類の大学につきましては、大学レベルでございませうけれども授業料を取らない、あるいは授業料を取るけれどもそれについては別途の援助措置が講ぜられておる、また育英・奨学の制度等もかなり充実しておるというふうな傾向があると思ふます。ただ、大学への進捗率は二〇％前後あるいは二〇％を若干超したかというぐらゐのところ、ヨーロッパ諸国の場合には比較的少数の者に手厚い援助をするという形の大学進学に対する援助措置がとられておるというふうな感じがするわけでございます。これに對しましてアメリカあるいは日本というふうなところは、私学が相当のウェイトを占めておりますし、そういった意味では授業料等につきましては通常の額を徴収するという仕組みになつておりますが、育英・奨学の面につきましては遺憾ながら米国のあたりの方が日本よりも充実した育英・奨学制度があるような印象はぬぐえないところだと考えております。

○林(保)委員 今韓国のお話を申し上げましたが、局長の方からも、先進国はそんなに大きくはないようなお話がございました。それで、大学進学率が低いところはそれをふやそうという援助をしたりして努力をやつていふように思ふのです

が、大臣はその辺日本がどのような立場にあるようにお考えになつておられますか、またこれからの方角をお聞かせいただきたい。

○中島國務大臣 確かに教育の機会均等というところが非常に必要でございますので、できるならば教育費の家計上の負担は過大にならないように私どもも気をつけていくのは当然であらうと思ひます。

諸外国の制度がどのようになつておるか、つぶさに世界の比較をいたしたわけではございませんが、ただ、日本の場合には私学の占める率が比較的多うございませう。私学を例にとつて保護者の負担というデータがございませうが、先生御存じのうちに、私学の幼稚園ですと大体三十万前後、私学の高校で六十万前後という家計負担があるわけでございますので、これにつきましては、一方では、家計にお困りの方で優秀な生徒の方々を育英・奨学の方でできるだけ御面倒を見ていこう。もう一つは、消費支出に占める教育費の割合でございませうけれども、平均いたしまして七・三％ぐらゐと思ひますが、特に四十五歳から四十九歳あたりは一二％を超えておまして、たしか一二・四％ぐらゐになつておると思ひます。そのように、消費支出の中で教育費の占める割合が多い年齢について、これは所得税減税が行われる場合にはその辺に特段の配慮をいたさなければならぬと思ひます。百九国会では一度行われましたけれども、今後機会があればぜひその点の、教育費の負担が重いというふうな年代について特段の配慮は払われるべきではないかな、このように考えております。

○林(保)委員 まさに大臣おっしゃいましたように、私も教育減税をこの際ぜひやるべきだ、この御注文を結論として申し上げようと思つたのですが、大臣のお口からはしなくもそれが出ました。そこで、これは大臣も御承知だと思ひますが、四十五歳から四十九歳、五十歳から五十四歳の教育費の年齢別負担を見ますと、これは総理府の統計でございませうけれども、極端に上がつてい

よね。これは人生の上では当然の負担でしょうから、そしてまた、教育は百年の計だとか国の基本的な重要課題だと言っているのならば、これは配慮するではなくて、当然政府みずから進んで措置しなければならぬ問題だ、このように私は思うわけですが。特に今日のように円高になって、御承知のように御売・消費者物価が安定しているとか多少下がったとか申し上げても、本来、諸外国から比べたら物価はその半分でもいいわけですよ、物価水準ということから申し上げますと。そこあたりが、御承知の留學生問題とかあらゆる問題に関連してきておりまして、私は、新しい時代に機能しない政治、行政になってしまったという実感を濃くしているわけです。

そういつた中で、昨日取り寄せました総務庁統計局の家計指標を見ますと、大臣は今一二%と言われましたけれども、去年の十二月は教育関係が名目で一七・七、実質で一三・七という、よそがならされましたから余計に際立って出てきておる。これに対してどのような手を打っていくべきか、こういう思案をしておられるか、まず事務当局の方へ先に伺いたいと思います。

○川村政府委員 ただいま御指摘の家計調査にもあらわれておりますように、四十五歳から四十九歳あたりの消費支出に占める教育関係支出の割合が大変高い、御指摘のとおりでございます。先ほど大臣からお答え申し上げましたように、こういうふうな教育費負担が過大になるということはぜひとも避けなければならぬ、教育の機会均等の理念を実現するためにもこれは重要なことでございます。

そこで、では具体的にそれをどうするかということでございますけれども、私も進めております策としては二つのアプローチがございます。一つは、これは申すまでもなく歳出面のアプローチでございます。例えば先ほど来お話のございましたように育英奨学の問題でございますとか私学助成、そういった個人あるいは教育機関に対する補助を充実することによって負担の軽減を図る

というのが第一でございます。負担の軽減を図るもう一つの方法はいわゆる税制上の措置でございます。そして、それだけの負担を持つ家庭に対して何らかの税制上の措置をとるべきではないか、こういうことでございます。その税制上の措置として、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、そういう教育費負担が非常にかかる年代層に対して所得税の軽減措置を講ずるということではなからうかというところでございまして、昨年の秋の国会でそういう趣旨で所得税の軽減について改正を見たというところでございまして、現在また引き続き税制の全体的な改革が進められておりますけれども、そういう観点からこの所得税の問題についての対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○林(保)委員 事務当局が大変御努力しておられることは日ごろの接触でよくわかるのでございませうけれども、何か大変厚い壁があつて、大蔵省の方がかつてより教育減税をやれということであるいろいろな提言をいたしてきております、これは皆さん御存じのとおりでございますが、何をやるかといひますと、学校へ納付する納付金ですね、授業料、入学金、これが主体だと思ふのですが、加えて修学旅行、遠足、見学費、学級費、生徒会食費などを挙げられておりますけれども、その柱になるものを、私に言わせると、文部事務官の判のついた領収証とかそういうきつちりしたものは、所得減税の中で基礎控除に入れることができるような方法をとれないものかと思ひますけれども、大臣はどのようにお考えになりますか。

○中島国務大臣 お答えする前に、先ほど消費支出の中で教育費の占める割合を申し上げました。私の記憶で申し上げた数字は、六十一年度の全国勤労者世帯の数字で申し上げたということを付言いたしておきます。それから、今申されました学納金でございますけれども、私どもは学納金そのものではない、ただ過大にならないように低く抑えられるようにとい

うことを望んでおりますし、また入学金以外の学納金は、速やかに納めるのを何とか少し弾力化して、そう急がなくてもというようにには助言をいたしておるところでございます。ただ、学納金そのものに對する減免措置、こういう御質問であろうと思ひますけれども、そういう点では、例えば義務教育だけで社会に出なければならぬような青少年の方々もいらっしゃるし、また一方で、学納金を納めるに至らない所得水準の方もいらっしゃるし、そういう方々への特典という面での整合性も考えなければいけませんので、そういう点をよく検討してまいりたいと思ひますし、先生のおっしゃることが直ちに実現できるかどうか、これは慎重な御答弁にならざるを得ないと思ひます。

○林(保)委員 その点がポイントなのでございませうけれども、川村総務審議官からも、文部省がたびたび要求したのだけれどもなかなか大蔵省がうんと言わぬのだというお話、総務審議官ではなくていろいろな人からも聞いておりますが、その接点をいいますか、どういう対決になつておられるか、この機会にひとつはつきりとお示しいただきたいと思ひます。

○川村政府委員 ただいま御指摘のいわゆる教育費控除の問題でございますけれども、先生から御指摘がございましたように、かつて文部省として、そういう教育費の負担軽減を図る方策の一つとして、教育費控除という制度をつくつてほしいということを要望してきたということがございまして、これは昭和三十九年から五十二年ごろまでそういうお話を税務当局の方にもお願いをしておつたということがございます。

ところが、この問題について考えてみると、教育費にお金がかかるということは、国民のいろいろな生活形態の中で一つのケースでございまして、そういう国民がいろいろな生活をしておつてお金があるケースにかかるといふのは、これは必ずしも教育費だけではない。例えば寒いところに住んでおられる方には、寒冷地だから特別の暖

房代が要るからその寒冷地の暖房代の控除もすべきであるとか、最近ふえております単身赴任というふうな生活形態をしている場合には、単身赴任に要する経費をどう考えるかというようなこともございまして、私どもとしては、もちろん教育費というのは家計の中で一番重い支出でございますから、これの控除をいふことは申し上げたわけでございますけれども、最近国民生活が非常に多様になってきている、その生活形態が多様になってくる中でそれぞれの事情に応じてそういう控除制度をつくっていくことは、税体系全体の中から見てもどうしても複雑なものにならざるを得ない。それから、先ほど大臣が申し上げましたように、一方において義務教育だけで働いておられる方をどうするか、どういう税制の考え方をとるか、いろいろございませうけれども、おおむねこれは公平・簡素なものであつて中立的なものでなければならぬという考え方に立つとすれば、先ほど申し上げたようないろいろな生活形態の中からいろいろな特定の要素を抽出することとは、簡素という概念と必ずしもなじまないであらうし、先ほどの義務教育を出ただけで働いておられる方の立場を考えると、公平という観点から見れば必ずしもそれが適正なものとは言えないのではないかとこの御議論があるわけでございます。

そんな議論をずっと我々としてもやってまいりまして、それで、この問題につきましては臨教審でも非常に大きな問題として取り上げをいたしたわけでございませうけれども、臨教審における審議でも、結局、そういう個別の控除方式というよりも、先ほど申し上げました中高年齢層のところに着目をして、その所得税の大幅な軽減を図るべきではないかという御提言をいただいたというところでございまして、私どもはその臨教審の提言を受けてその中高年齢層に対する所得税の軽減というところをお願いして、それが先ほど申し上げましたように昨年の秋の国会で一部実現を見たというところでございます。

昨年の秋にやっていたところまで申し上げますと、例えば給与所得者の場合、夫婦二人・子供が二人いるという家庭の場合に年収八百万の収入がある、それに対して所得税と住民税がどれくらいかかるかということになりますけれども、昨年度の改正を平年度ベースに直しますと、例えば年収八百万の家庭は改正前は所得税と住民税を合わせて約百二十万円ほどが課税される、それが改正後は平年度化された場合に百四十万円くらいになるということになりますから、その軽減額が約十六万円くらいにはなる、率にしまして一四%くらいの軽減になるかということになります。こういふ趣旨の制度改善が進められたというのは、従来の経緯から見れば大きな進展ではなからうかと思っております。

○林(保)委員 不公平にならないように、不均衡にならないように、またそれぞれの折衝の経過はあると思うのでございますけれども、今大臣がおっしゃられましたような統計、この十二月の統計でも大変大きなものになっておりますし、それから、教育が国家百年の計だと言ひ、教育は国の基本だと言ひ、決して個人が子を育てていふ跡継ぎをこしらへる、そしてそれができない人との不公平ではなくて、国全体としてやらなければならぬ国民を育てる課題であるという視点に立つならば、決して不公平とか平均とかという視点にはならないと思ひますし、またそのことによつて、進んでいふ人は親が頑張つてでもやつてやろうというふうな気持ちになるのじゃないかと思ひますので、大臣も、難しいけれどもこれから御努力される決意を示していただきたいと思ひます。

先ほど来申し上げているように、それぞれ各々とも、韓国は韓国の、中国は中国の、米国はアメリカの、英国はイギリスの、日本の社会の成熟度に従つた制度をつくつておる。日本も今や父兄負担が多くなつておる、過日も新聞に文部省の調査だといふので出ましたけれども、私大の納付金が入学時に百万円時代に入つたのを見

て、私の知り合いの多くの人が、これは大変な時代になつたな、あなたも文教やつておるならこれを何とか抑えるような方向にいかぬのだろうかという提議がございました。

その一つは、今の父兄なり生徒が納めるお金の負担をどのように軽くするかという問題が一つ。それから、先ほどおっしゃられましたような文部省なりにあるいは国なりにこれに対して助成する、あるいは援助するという仕方が一つあると思ひます。それでも一つあるのは、前回の委員会でも私は前の大臣に大分申し上げたことあると思うのですが、いわゆる私学というのをとらえていくと一番わかりやすいのですが、国立でもよろしいけれども、余りにも国民からの寄附が少な過ぎる。国際交流協会の河野理事長のところへ視察に行きましたときも、泣くように言つておられた、と言つては理事長に失礼でございますけれども、全く集まつておりません。そこを総理なり文部大臣なりがひとつ腹組みをされて、こういう状況では成熟社会と言へないのではないかと、ゆとりがあればこゝろを国として必要なんだから助けくれ、こういう訴えを出してもいいように私は思ふのです。

今三つの視点で申し上げましたが、それについてそれぞれの御見解を大臣からひとつお聞かせいただきたいと思います。

○中島国務大臣 おっしゃる意味はよく理解できます。できるだけ教育の機会均等の上からも教育費負担が過大にならないことは私も常々心しなければならぬことでありますので、三つのうち、とにかく私どもは歳出面で頑張つていかなければいけない。それから育英・奨学の問題、あるいは私学助成の問題で、ことし六十三年度の予算を計上いたすにつきますと、格段の先生方からの御鞭撻も得まして、六十三年度は一応二十九億円の増の四兆五千七百六十六億円で賄つてまいりますけれども、さらに今後とも来年度に向かいましてはこの辺の格段の努力をいたす必要があろうと思つておりますし、また一方の税制面におきま

しても、先ほどの所得減税が行われる場合には教育費過重負担年齢層に対する特段の配慮というものをまず進めていくべきでありましようし、また先生冒頭におっしゃいましたように、諸外国と比べてなお知恵を出せる余地はないのかということにつきましては、私も先生の御指摘を踏まえまして鋭意勉強をいたし、検討したいと思ひます。

○林(保)委員 ありがとうございます。私も大臣に倣ひましてこれから勉強いたします。もう少し工夫しないと、ただ教育改革をやる、やると言ひながら、実質が伴わないようではこれはどうにもなりませんので、さりとて今の現状がよいとはなかなか言えませんので、やはりよりよくするための大人の責任と世代の責任があると思ふのです。ある以上は、そういうようなものを、御苦労でございますけれども、文部大臣あるいは総理大臣が中心になつてやつていただかなければならぬと思ふのです。

きょうは多くは触れられませんが、例えば私もこういう立場でいろいろ仕事をしておりますと、文部省が幾ら努力してもし切れぬ問題があります。過日の中国における列車事故もそうでございますし、生徒が先生を刺したという問題、外国から来ている人が留学の意に燃えて来ながらも飢えて死ぬというふうな事態、そのほか社会で起る青少年層の、年齢層の皆さんがやる問題、制度外の問題は、私も政治をやつておりますから何分の一かの責任を負わなければならぬし、特にそういうことでリーダーシップをとれる総理と文部大臣にはひとつ言ふときにはきつちり言つていただきたい。やはり子供は大人を見て育ちますから、よく学校で言われているように、鉛筆一本、消しゴム一つ持つて帰つてどうしてという声まで出たのでは教育になりませんので、ですから、そこをきつちりやらなければ本場の意味の教育の魂は入らないと私は思ひます。そういった視点でこれからは、先ほど合意いただきました

教育費の負担の問題、それからもう一つはそういう大人の倫理とか姿勢の問題について、昔は割といろいろなことを言つていた人がおつたのですけれども、今はなかなかお年寄りも、民主主義の時代で、子や孫を甘やかすわけではございませぬけれども言ひぬよになつております。そこらあたりでどつちがいかかわらぬような事態になつてゐる。そこらあたりはひとつ、大臣に御苦労をかけるのでございませぬけれどもきつちり言うていただきたい。私もそれにあやかつてまたやる。こういうことにはしたいと思ひますが、大臣いかがでございませうか。その点一つだけ、冒頭の質問といつても長くなりましたけれども、承つておきたいと思ひます。

○中島国務大臣 御趣旨はよくわかりますので、勉強しつゝ頑張つてまいりたいと思ひます。

○林(保)委員 それでは、今国会で私どもがやらなければならぬ八本の法案がございまして、ポスト臨教審の臨時教育改革推進会議、これらもございまして、容易ならぬ責任を負わされた時期だと思ふのでございまして、時間が過ぎましたのでポイント主義で質問させていただきます。

まず一つは臨時教育改革推進会議、これは文部省の提出でございませぬけれども、なお大臣にひとつお願いしておきたいことがあるのでございまして。いろいろな私どもの接触あるいは検討を通じまして、委員七名でございまして、これを国会人事に格上げしていただきまして国会も共同の責任を負つて、監視するだけじゃございませぬけれども、一緒にやるような形にしたいと欲々にはいかなければいかぬという質問でございまして、大臣いかがでございませうか。

○中島国務大臣 臨時教育改革推進会議について御質問でございました。この委員についての御質問でございまして、その前段でちよつと申し上げてお時間をいただきたいと思います。

この問題の前に、臨教審の三年間の御審議がございました。これはまさに国民的な視野で、そして国民的な合意を得つゝ進める教育改革について

御審議をいただいたものでございますから、この委員の任命につきましては、国会同意を得て委員の方々を決めさせていただいて御審議をいただきました。そして、大変数多い御提案でございましたので、それを十分尊重いたしながら八項目にまとめまして閣議決定をいたしたございましたので、今それを着実に進めることが私どもの任務だと心得ておると先ほど申したのですが、それはまさに文部省が進めるべき任務を負っている。

ただ、その着実に進めるにつきまして、なお大所高所から御意見をいただきつつ、それがスムーズに進むように推進役をお務めいただく機関というふうな意味で、この臨時教育改革推進会議を総理府に置かせていただく、その意味は、教育改革を進める上におきまして各省の調整が必要になるであろう、そのときにいい意味での推進役になっていただく、そういう希望があるわけでございます。したがって、臨教審の委員は国会同意を得て決めさせていただいたわけでございますが、その流れで、今後の推進役だものでございまして、七名の委員は国会同意をいただかなくてもこの推進役として十分な方々をお選びできるのではないかと、このように考えて現在国会同意をお願いしておらないわけでございます。しかし、先生のお気持ちは、しっかりとやる人選をしてくださいという希望と御激励の意味で受け取らせていただきたいと思います。

○林(保)委員 大臣のお気持ちはわかりました。私も、国会の同意人事にして国会に対する報告義務を負つてもらつてしっかりとやらなければ歯どめがかからないのではないだろうかというふうにも考えておりますので、これはまた別途相談させていただくことにしたいので、大臣のお気持ちはよくわかりました。

それと関連いたしましてなんですが、第十四期の中央教育審議会、これについて事務局はどういう構想を持っておられますか、お聞かせいただきたいと思います。

○川村政府委員 お尋ねの中央教育審議会でございます。

いますけれども、これは、文部省設置法に基づいて設置せられておる審議会、文部大臣の諮問機関でございます。

十四期というお話がございましたけれども、ちょうど昭和五十八年の十一月に委員の任期が切れまして、それ以来発令をしていない、委員をお願いしていない、したがって、ほぼ四年近く活動を休止しておるといふのが現在の状態でございまして、

ただ、この中央教育審議会は、その法律に基づいて所掌にございまして、これは教育、学術、文化に関する重要施策について文部大臣の諮問に応じて審議をする、こういうことでございまして、これから教育改革の推進その他、文教施策全体を推進していくときに必要な課題があれば、当然これは中央教育審議会にまた御審議をお願いしなければならぬということでございます。そういうつもりで現在諸般の準備を進めておる、こういう状況でございます。

○林(保)委員 これも、いわゆるポスト臨教審の問題だけで片付かない多くの問題があるように思いますので、例えば懸案になっております九月入学の問題とか、いろいろな問題がありますので、いずれは開かざるを得ないだろうと思つて、それからもう一つ聞きたいのですが、六年制中学の問題です。これはこのままで御決定になるのですか、それとも中教審あたりへもう一度かけるとか、何かの手段をとられるようにされるのですか。冒頭時間がなくてその辺を伺えませんでした。途中ですけれども、ついでにひとつ聞かせていただきたいと思います。

○西崎政府委員 昨日でございますが、中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会議、吉本二郎先生が座長でございますが、この会議から、先生御指摘の「六年制中等学校の在り方と課題について」という審議のお取りまとめをいただきます。

内容につきましては、本日報道も行われておりますが、六年制中等学校の意義と課題につきまして、

てゐる研究を進めていただき、その取りまとめをいただいた後、結論的に申しますと、今後の後期中等教育の問題につきましては、全体の問題として、例えば専修学校と高等学校の関係とかいろいろ課題があるわけでございます。それからもう一つは、設置者の動向もある。それらの点について十分行政当局、あるいはいろいろな検討の機会もあるうというところで、直ちにというまだ御提言ではなくて、もう少し慎重に検討をしてはどうかというふうなお取りまとめになっておりますので、この協力者会議のまとめをいただいて、今後私どもも検討いたしますし、必要ある場合にはまたいろいろな各方面での御意見などもちょうだいしながら、この方向を踏まえて対処してまいりたい、こんなことで今考えておる次第でございます。

○林(保)委員 局長、六年制中学校に移行したいという具体的な希望のほかに、ヒアリングもしておられるかどうかわかりませんけれども、どのような要請が教育現場から来ておりますか。その辺を少し御説明いただきたい。

○西崎政府委員 私どもも、この協力者会議の検討にあわせて、各都道府県教育委員会、指定都市の教育委員会等ともずつと接触を保ち、ヒアリングをしてきたわけでございます。

まず第一点として申し上げますことは、高等学校生徒のピークが昭和六十四年でございまして、したがって、設置者としては六十四年のピークという問題をまだ抱えているプロセスではなかなかこの六年制中等学校の具体の設置についての計画が立てにくい、十分検討は進め研究はするが、その設置については六十四年のピークの後にしたいという御意向が非常に強まっております。

しかし、中には具体的に、専門的な課程で考えてどうかとか、専門的に申しますのは例えば体育とか外国語でございまして、あるいは普通科で考えてどうかという御意見、複合的な形で考えてどうか、さまざまでございます。都道府県もいろいろ内部で検討していただいておりますので、

御意見はございますけれども、設置者としての具體の計画というものはまだどうだいでございという段階でございます。

○林(保)委員 同じように承りたいのですが、今度導入いたします新テスト、時間がないのではよつて申し上げますけれども、私学の参加が危ぶまれるという報道もございました。文部省も積極的に説明会をやつたりなんかしておられますが、大体どんな状況でございましょうか、どの程度私学の参加を見込んでおられますでしょうか。

○阿部政府委員 昭和六十五年度からの入試改革ということを目指して準備を進めておるわけでございまして、この改革のねらいとするところは、学力検査一辺倒でなくて、受験生の能力、個性あるいは適性というものを多面的に判断する入試にしたいというものでございまして、そのための方策としていわゆる新テストということも考えられておるわけでございます。私もいろいろの趣旨なりについて各私学の十分な御理解をいただきたいということで、先般も説明会等も実施をいたしました。既に第一次の中間報告を出しまして以来、二年余りにわたつて御検討をいただいております。

ただ、これにつきましてはことしの夏までに各大学でこれを利用するかどうかということを発表していただくというのを予定しておりますので、それぞれの大学で現在検討中でございますので、何校入るかというたぐいのことにつきましては現在の段階では確言できないわけでございます。昨年の暮れに、全私学に対してこの問題についてどういふふうにお考えかという意向調査をいたしましたわけでございますが、そのときの大体の状況とは別にしても、この問題についていけば前向きという姿勢を示されたところが既に数十校あったわけでございます。

これが具体的に昭和六十五年度の当初からどうなってくるかというところは、まさにこれから夏まで

の間に各大学で最終的な詰めが行われるわけでございますけれども、できるだけこの制度の趣旨が理解されて、多くの大学で利用されることを私どもとしては希望している次第でございます。

○林(保)委員 現場がどうかというのをあえて聞きましても、実は私もこういう立場です。で、割と積極的に歩いて見えています。そうすると、いろいろ意見がございまして、文部省のやることは全部正当性がないという意見もございまして、やはりやらなければならぬというの人も入っています。冒頭大臣に申し上げましたのも、リーダーシップをとっていただきたいという意味でのご意見をいただきました。そういうものと関連いたしております。

その辺を踏まえまして、今度の新テストにつきましては私なりにはつきりと原稿にも書いたわけですが、十二月にテストを受けて、それをもとにして最終的に私学なら私学がやろうとする結果的に三月末になります。これではちよつと長過ぎる、何とか短縮できぬだろうかという問題とか、これは今の教育制度とも関連しまして、九月入学でもあれば両方バランスがとれてやれるのじゃないだろうか、こういうこともありますので、これも議論すれば私も長い話をしなくてはなりませんのでまた後に譲るといたしまして、そういう中で、今受験生に聞いてみますと、どうなつてもいいから早く内容を出してもらいたい、こういうようなことも出ておりますので、こういう声がありますことをひとつ率直に申し上げまして、大臣どういふふうにお考えになつておられるのか。今二つの問題ですが、六年制中学の問題と二つ、ちよつと大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○中島国務大臣 たまたま六年制中学の問題も含めまして、引き続き新テストの御指摘もございまして。

六年制中学問題はきのうおまとめをいただいたわけでございますので、これからよく検討をしていくところと政府委員がお答えしたとおりであり

ますが、新テストにつきましても、その前段は、先ほど申し上げましたように個性化、多様化をしていく、それには学校の教育自身が個性化、多様化を進めていくと同時に、次の段階に移りますときに、受験者の個性、人間性、創造性をできるだけ引き出してテストできるように、そして各々が建学の精神に基づきまして自由な選抜方法をしていただく、これが大前提でございます。そして、どのようにしたら自由な方法がとれるであろうか。例えば学校によつては学部によつて小論文を出して検討するところもありましょうし、あるいはそれでもわからなければ直接面接をして受験者の方々の能力を引き出すというようなこともあらうと思ひますが、ではそれを各教科においてできるであろうか、やはりそれをやる場合には教科が絞られてくるのではないだろうか。それぞれの学校で、うちの学校のこの学部はこういうテストをしたいという場合には、一教科あるいは二教科に絞られてくるであろう。ではそのほかの教科・科目についてどのようにしたらいいのであろうか。その場合には例えば新テストのこの部分を参考にしたし、もう一つは自由な形式としてこれを御提案をしたらいいのではないか。これは要するに、協議会の先生方に御審議をいただきましておまとめをいただきまして、私は、個性化、多様化のために新テストは有効だというおまとめをいただきまして、その進め方、ねらいというものを私学の方々にも十分理解していただくようにということでお説明申し上げ、御説明の機会を複数で持つておるわけでございます。先生、ある場合にはしつかりやれという御激励でありますけれども、そういう面を踏まえまして、新テスト先にあるべきではなくて、個性化、多様化が先にあって、そのために新テストは有効であらうという実態を進み方の上で御理解いただくように努力をしたい、こう思つております。

○林(保)委員 大臣のおっしゃるのはそのとおりだと思います。しかし受ける側としましては、こ

れは天の声、地の声と言つていいのでしょか、毎回変わつてもうどうにもならぬという声がございますので、そこらあたりを大臣や文部省の皆さんにリーダーシップをとつてもらつてきつちりやつていただく以外にはないのではないかと。堂々めぐりの議論でございまして、ひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

それから次に移ります。初任者研修制度でございますが、法案を用意されて、私も審議しながらならぬ立場に立つと思ひますが、今試行をやつておられましたか、どういふ段取りになつておりますか、その辺を事務局から。

○加戸政府委員 初任者研修につきましては、臨教審答申を受けまして現在法案を提出していただいておりますが、その前段階といたしまして、昭和六十二年度から初任者研修の試行を各都道府県・指定都市におきまして、二千四百四十一名の新任教員を対象とした初任者研修の一年間にわたる試行を終了したところでございます。六十三年度につきましては、これを五十七都道府県・指定都市全部におきまして全校種について試行していただくということで、現在予算案で五十三億円の経費を計上いたしております。予算成立後、この六十三年度におきます全国的な試行を実施していただくということでございます。

これらの試行の考え方としては、いわゆる本格実施に向けまして、各種の初任者研修の問題点を解明し、そして具体的な本格実施へ円滑に移行できるように、そういう考え方のもとに試行をお願いしているわけでございます。

○林(保)委員 この件、内容の審議はまたこれからすると思ひますが、私は、前回の大学審議会に設置に関する学校教育法でしたか、あの審議のときに塩川文部大臣にこういう質問をしたのです。これに関してやりなさいという陳情と、絶対やらな、反対だというのは幾らありますかと言つたら、よくわからぬとか知らぬとかいうようなこととでございましたけれども、この初任者研修に関

しまして中島文部大臣にも同じ質問をいたしました。いわゆる陳情が来ているか来てないか、その中の賛否がどうなつていくかという質問を大臣にいたしますと、どういふことになりましようか。

○中島国務大臣 初任者研修につきましていろいろ御意見があることは承知をいたしておりますが、私へ直接には、これが賛成とか反対とか、個人的にあるいは書類でということには特にはございせんけれども、一つのことを進めます間にいろいろ御意見があるとは思ひます。

ただ、今局長も申しましたように、初任者研修というのはその前段に、教育は人づくりである、だからこそ国家の重要な政策であり百年の大計である、こう申し上げておるわけ、それを実際に行われる方は、これは人が人を教えるわけでございますから、しかも、それに当たられる教員の方々の資質というものは全国民がやはり大変期待をし、注目をしておると思ひますので、特に初めて教鞭をとられる方にとりましてこれは初めての経験であり、初めての教員という一つの社会人としての第一歩でございまして、この点で、基礎資質はございまして、さらにその上に実践的な指導力を養つていただく、幅広い知見を得ていただく、そして教育に対する意欲をみずから持つていただくという意味におきましては、指導力にすぐれた、そして実践活動を積み重ねられました先輩の知恵と指導を得られるということが教員の方々にとりましても大変有意義でありましようし、また教わる生徒諸君にとつてもそれは有意義なこと、幸せなことである、そのように私も考えておりますので、限られた時間ではありますけれども、一年間、その初任者研修の実を上げていただく、そういう意味を含めまして、心を込めて百十二国会に法案を提出させていただいておられますので、これを御審議の上、御可決をいただきまして、ぜひ順調に進めさせていただきたい、このように考えております。

○加戸政府委員 関係団体の賛成、反対の状況についてちよつと補足させていただきます。

この初任者研修につきましては、当然のことではございますが、都道府県教育委員会あるいは市町村教育委員会の関係団体、あるいは各種学校の校長会、教頭会、それから教育関係のいろいろな団体、それから教職員団体からも賛成あるいは実現のための強い要請、要望等を受けておるわけでございますが、一方におきましてこの初任者研修に反対をする一部教職員団体の強い動きがあることも事実でございます。そういったような賛否両論のような形でいろいろな御意見等承っております。

○林(保)委員 今の御答弁で大体の雰囲気はわかりましたし、私も初任者研修を進めるといふ党の方針もございまして、いろいろな陳情そのほかの声を今聞かしていただいておりますが、大学審議会の設置に関する法案のときと違ひまして、大変多くのぜひやっつけたいというところがございますので、これらの意見も聞きましてしっかりと審査させていただきたい、このように考えております。

以上、とうとう時間が来てしまいました。最後に大臣に、大変種々申し上げましたが、アンソーンといふ未確定の問題、これこそ我が解決しなければならぬ問題だというのが、文教の課題の中には、国家百年の計と言われるだけに大変多いと思ひます。そういう意味で文部省の皆さんを含まして御苦労をかけると思ひますが、どうぞひとつしっかりリーダーシップをとるところはとっていただきましてやっただきますよう、もう答弁は要りませんから、やっていたいただきますよう希望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○中村委員長 山原健二郎君。

○山原委員 石井議員の質問の冒頭を拝借しまして、理事の皆さんのお認めをいただいて、高知学芸高等学校の中国における修学旅行団の遭難の問題について発言をいたしたいと思ひます。

して、犠牲者の中にも各都にまたがっております。したがって県民全体が何らかの関係を持っております。そういう意味で高知県民全体が哀悼の意を表明していただくべきでございます。私もこの場をかりまして、謹んで哀悼の意を表明し、またお見舞いを申し上げます。また、不眠不休で事に当たっていただいた佐野校長を初めとする学校関係者あるいは医療機関あるいは外務省その他の関係者の皆さんに對しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。また文部大臣におかれましては、急遽来県いただきましてお見舞いをいただいたことに對しまして、これまたお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まだ悲しみのさなかでございますが、補償問題について二、三伺ひをしたいと思います。

現在、この問題につきまして、県あるいは学校、遺族などの間で共同の対策会議が持たれております。しかし、事は外国との関係でございますから、幾ら遺族の皆さんが御奮闘されても、なかなか容易に解決できない面があるのではないかと、う大きな危惧の念があることはもちろんでございます。その意味で日本国政府、特に文部省、外務省におかれましては、この遺族を含む関係者の皆さんに對して期待にこたえる態度をぜひとっていただきたいと思います。その意味で今回、学校災害見舞金を極めて異例の早さで支給されるという措置をとられたことに對しまして、昨日の新聞を読みますと佐野校長も感謝の意を表明しておるところでございますが、こういう敏速な措置をとられたことに對しましてもお礼を申し上げます。第でございます。

そこで、一昨日問題になりました学校災害見舞金と、相手側の国が国家賠償金を出した場合にこれは相殺をされるというお話があったわけでございますが、まさかそれではどなたも納得しないと思ひます。この点について外務省としてはどういふお考えを持っておられるか。外務省おいでいただいておりますが、いかがでしょうか。

○中島国務大臣 お答えをいたします前に、お触れいただきました高知学芸高校の今回の事故についてでございますが、死傷者を数多く出しました大変不幸な出来事でございます。私からも改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表し、また、負傷なさいました方々の全快の一日も早くからんことを祈り申し上げる次第でございます。文部省といたしまして、事故の第一報が入りまして直後に、関係各省に連絡をとりまして、それぞれ上海、それから高知学芸高校に職員を派遣をいたしまして、事故現場、学校並びに政府の対応、この三位一体で事後処理に当たる態勢をとりまして、事故の翌日に対策本部をつくりまして、対応万端漏れなきを期させていただきました。

当然のことながら、私も各委員の御理解を得まして高知に参りまして、先生、理事長その他に御会する機会を得まして、心から哀悼と、並びに対策についての御報告を申し上げた次第でございます。まことに当然のことながら、山原委員がわざわざそれにお触れをいただきまして、恐縮至極に存する次第でございます。それにつきまして、事後対策に万全を期すように今後も努力をいたしますことをまず冒頭に申し上げさせていただきます。政府委員の答弁にかかりたいと思ひます。

○田辺説明員 お答えいたします。

事件発生以来、外務省としてもできるだけのこととはやらせてきていたつもりでございます。浜田政務次官にも現地に行つて直接指揮をとっていただく等々やっております。我々も、まさに自分たちの問題として受けとめて親身になってやっております。今後は、今後ともこの問題、そういうふうな姿勢でやっていきたい、こう考えております。

今の先生の御質問でございますけれども、中国の補償制度等について今検討している最中でございますが、その過程の中で、もし今先生が御指摘になったような何らかのいい便法があるならば、できるだけそういうふうなことが実現するように

我々としても働きかけていきたい。今一生懸命検討している最中ということでございます。今後ともよろしく御願いたします。

○山原委員 大臣、ありがとうございます。わざわざ御発言いただいた感謝いたしますが、外務省の方にもう一問だけ。

いろいろの風評もあるわけで、週刊誌等を見ますと、外務省の方は、相手があつたという国情の違う国柄でございますので及び腰になるのではないかと、いふような記事も出ておるわけでございます。まさかそういうことではないと思ひますが、実質的にこの問題についての解決を見るまで最後まで努力をいただけたらと思っておりますが、単なるメッセンジャーではなくて、実質的にこの問題について解決をされるという御意思を持っております。かどうかを伺つておきたいのです。

○田辺説明員 先ほど親身になつて御協力、御助力申し上げたいと申し上げたことは、まさに單なる御遺族の方の、内容を向こうに伝え、また向こうが言つたことをオウム返しに伝える、そういうメッセンジャーとしてとどまるのではなくて、もつと踏み込んで、できるだけの協力をやっていきたい、こういうことでございます。

○山原委員 終わります。

○中村委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 質問を予定しておりますテーマを最初に申し上げたいと思ひます。

高等教育に關係いたしまして授業料の値上げの問題です。それから、私立大学の問題を取り上げたいと思ひます。続きまして、今大変話題になつておりますガンダーラ仏の真贋問題について。また、ちよつと内容は変わるのですが、少年警察隊の問題について。最後に、高校社会科の解体問題について御質問したいと考えております。よろしく御願いたします。

初めに、大臣の所信でも、高等教育の改革と充実に重要な課題であるというふうな述べられておりますけれども、国民にとつて今最も切実で、また非常な重圧感となっているのは授業料問題だと

いうふうに思います。高い学費は、臨教審でさえ家計の大きな圧迫原因と認めているものであります。

国立大学の学費は、八十九年度授業料が三万六千円アップになりまして三十三万六千円です。その結果、初年度の納入金が五十一万六千円となり、ついに五十万円を突破する、こういう事態になっております。一九七〇年には学費は一万六千円でした。今回の値上げで実に三十二倍になります。この間の消費者物価の上昇が二・八倍ですから、異常な値上げと言わなくてはなりません。私学も百万円時代を迎えようとしています。将来に備えて子供が生まれる前から貯蓄を始める、学資保険で準備をする。国民生活白書を見ても、子供が大学を迎える四十代というのは家計が非常に赤字になっているということがございます。

大臣に伺いますが、このような事態は国民応分のものとお思いませんか。

○中島国務大臣 二つ御指摘がありました。まず前提として、高等教育を活性化、充実化していくということが緊急の課題であると私も考えております。

一方におきまして、教育費、授業料その他含めまして、これが過大になりませんように、これは私も心しなければならぬと思っております。ただ、各年と申しますか、社会の状況その他を含めまして授業料が逐次改定をされていく、今回また三千円程度上がる、こういうことでございまして、教育の機会均等の上から見ますとできるだけ負担が少ないことを望むわけでございます。

一方で、文部省がやらなければならぬ問題は、国公立ももちろん、それから私学の占める割合も七十数%になっておりますので、この点を文部省の方でどのように御協力できるか。その点では、少なくとも私学に対しては私学助成あるいは向学の精神に燃える若者たちのために育英・奨学の道をさらに充実をしていく、そういう面での歳出面でより一層努力をいたさなければいかぬであろうと思っております。

また一方で、税制面ではどうか。先生おっしゃいますように、四十代後半に支出の中での教育費の負担が多いということもデータの上からも承知をいたしておりますので、所得税減税が行われる場合には、その特に教育費の負担が重いと感ずる年代層につきまして特段の配慮は行われるべきであろう。

せめて、そういう三方面でできるだけの努力をいたしていきたい、こう思っております。

(委員長退席、鳩山(邦)委員長代理着席)

○石井(郁)委員 いろいろ述べられたわけですが、けれども、学生の家庭の実情をちよつと見てみますと、非常に変化が生まれていきます。

これは、東京地区の私大教職員連合が首都圏の私大に入学した学生の家庭の年間収入を調査したものですけれども、昨年度に入学した学生の家庭の年収は、税込みで一万から一千五百万という層が全体の四・六%で第一位であります。前年の調査では年収六百万から七百万が一五・四%で一位でありまして、年収一千万―一千五百万の層というのは三位だったわけですから、逆転したわけでありまして、また、年収八百以下の層というのは、昭和六十二年には六一・二%でありまして、昭和六十二年では六一・二%でありますけれども、これはさかのぼりますと五十九年度では七四・二%でありますから、大幅に減少しているわけですね。つまり、低所得層が非常に大学からはみ出されているといえますか、行きにくくなっているということが非常に年々進んでいるわけでありまして、私は、これはやはり教育の機会均等の原則を事実上崩壊してきているというふうには言わざるを得ないと思うわけです。この点についてはいかがでしょうか。

○阿部政府委員 ただいまの御調査は多分東京地区についての調査だろうと思ひますし、東京地区について特に家賃の値上がりその他特別な事情にあるということ、御指摘のようなことはあり得ることだろうと思っております。

私どもといたしましては、いずれにいたしましても、家計の負担を著しく増加させることがない

ようにというような基本的な精神を持ちながら、大臣が先ほどお答えしましたように、育英・奨学の充実の問題、あるいは私学に対して助成を行って学費の値上げをできるだけ防いでいくというような諸般の措置を総合的に講じながらこれに対応していかなければならぬ、こういうふう感じているところでございます。

○石井(郁)委員 そもそも学費というのは無償制が原則ではないでしょうか。また世界的にもそれが趨勢だと思ふのです。国際人権規約のA規約十三条の締結国は西ドイツ、フランス、スウェーデン、ノルウェー、オーストラリアですね。こういうところでは高等教育が無償実施、イギリスでは授業料の相当額が政府から大学に対して支出されております。社会主義諸国が完全無償であることは言うまでもありません。

その点で伺いますが、一九七九年に批准されながら保留となつていますが国際人権規約A規約十三条第二項C項、ここでは「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」ということが書かれておりますが、この人権規約を批准しているからこのC項を保留しているのは、日本とアフリカのルワンダだけではないですか。まさに教育後進国だと言わなくてはなりません。一九七九年の第八十七国会でも、法的解釈は別にして、将来保留を解除する方向に努力する、こういうことがありますが、日本政府として当然この項の批准を行い、授業料の軽減措置をとるべきだというふうに考えます。そしてまた、これ以上の値上げは絶対すべきでないというふうに考えますが、その辺で文部省の決意のほどをちよつと伺いたいと思ひます。

○阿部政府委員 御指摘にございました国際人権規約の第十三条第二項C項は、高等教育の機会確保のためにとられる手段の一つとして、締結国が無償化を漸進的に実現することを求めているというものでございしますが、我が国の現在の学校制度の体系というものは、先生御承知のように、私立

学校について相当程度のウェイトがかつた体制がとられております。特に高等教育の場合には七〇%から八〇%というウェイトを私学が占めているというものでございますので、こういった高等教育については私学を含めて無償化を図っていくということは、我が国の高等教育のあり方の根本を覆すということに相なることでもございまして、現在の時点において、従来の方針を変更して漸進的にせよ無償化の方針をとるということは適当ではないということで保留しておるわけでございまして、この方針については変わりがないところでございます。

ただ、もちろんできるだけ高等教育の機会均等を図っていくことは大事なことでございまして、先ほど来お答えを申し上げておりますように、政府の財政が大変厳しい時期ではございますけれども、私学助成の充実あるいは育英・奨学事業の整備といったような方向で、いわばそれを補助するような仕組みを整えていくべき鋭意努力をしているところでございます。

○石井(郁)委員 文部省がそういう姿勢ではやはり大変困ると思うのです。大学の授業料の問題についてもつと前向きに御検討されるべきだというふうに思います。

時間がありませんので、学生寮の値上げについて一言伺います。

六十三年度の予算では、学生寮の寄宿料、これが月額三百円から四百円。というのは、旧寮から新しい規格寮いろいろありまして、値上げが盛り込まれております。今回一斉値上げに踏み切った根拠をちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 国立大学の寄宿料につきましては、従来から国家公務員宿舎の使用料を参考としながら、諸般の状況を総合的に判断をして改定を行つてきたところでございまして、昨六十二年の六月から公務員宿舎使用料が平均して約二五%程度アップと相なりました。こういったことを考慮して六十三年四月から改定をすることにいたしましたわけですが、この改定に当たりましては、

実際の引き上げを行いましたのは、新新寮の場合で二〇％前後というような引き上げを行ったわけでございます。

なおこの機会に、非常に長い間、いわゆる旧寮、新寮につきましては例えば月額百円というような状態で据え置きになっておたわけでございますけれども、これらにつきましても一般住宅事情との対比等から考えましてやはり引き上げを行うべきであろうということで、公務員宿舍並みの計算方式等を用いて適正と思われる額に引き上げたわけでございまして、念のために申し上げますと、従来百円であったものについては月額四百円に引き上げたということでございます。

○石井郁委員 三百円、四百円というのはわずかの額のように思われるけれども、実は学生寮の問題は非常に様子が変わってきているということなんです。実は私も学生寮におりましたけれども、二十数年前では一月三千円で二食と光熱水費、そしてまた設備維持費というのですか、そういうことだったのです。ところが、今は寄宿料が、旧寮は安いわけですが、新寮では二千四百円です。そのほかに光熱水費も自己負担となっているわけです。もちろん食事はこの中に入ります。ですから光熱水費、寄宿料、いわば部屋代的なものが丸々自己負担となっているわけです。私には、やはりこういう点で、文部行政というのが結局学生の勉強条件をかつてよりも後退させているということですね。学生に負担を転嫁しているという点では非常に問題だというふうに思うわけです。

しかも、この寮生負担が果たして寮生の寄宿舎の改善につながるのかどうかという点でいえば、寄宿舎の実態というのいろいろ伺つてみますと、寮の食堂がないだとか、それからこんろも二百人に一人しかないだとか、洗濯機も二百人の寮に一台、こういうことです。これでは、一般の下宿代並みに上げるといふことですけれども、一般の下宿とはまるで条件が違うということがいろいろあるわけですね。そういう点で、時間がありま

せんでこれ以上申し上げませんけれども、ぜひとも学生寮を完備する。殊に、今都心の地価暴騰で非常に下宿料も上がっています、賃貸料も高いという中では大事なことだというふうに考えるわけです。そういう点で、こういうところについて値上げをするのではなくて、大学での学生の勉強、また生活条件を整えるということこそが高等教育の充実ではないかというふうに思います。そういう点で私は、臨教審の教育改革がこういう点では非常に学生の生活を犠牲にしていくものだ、これは本来の高等教育改革とは言えないということとを強く申し上げたいと思います。

続きまして私学の問題ですが、今局長も言われましたように、我が国では私立大学が高等教育に占める役割、果たしている役割が大変大きいわけですね。そういう点で、この私立大学が文字どおり学校教育法に示された学術の中心として発展していくという点では、先ほど言われましたけれども、この私学助成の充実とともに、管理運営が民主的に行われているということが不可欠だということに思います。その点で、この管理運営の問題で非常にいろいろ問題を抱えているという大学が依然として後を絶ちません。

あの九州産業大学事件は重要な教訓を示したと思うのですけれども、その教訓は、経営と教学を混同しない、それぞれをきちっと確立するという点にあったと思うのですけれども、まずその点から伺いたいと思います。

○坂元政府委員　私学の学校経営の問題でござい
ますが、私学の学校経営の問題は、最終的にはど
こが責任を負うかというところとそれは理事会が責任を
負うというそういう建前になっております。ただ、
し、理事会が事柄を決定する場合に、教学に関係
する事柄については、教学の関係者と十分意思の
疎通を図り、教学の関係者の意向を尊重して運営
していくことがこれまた私ども当然のことだとい
うふうに考えておりまして、そういう観点から各
大学に一般的な指導をしているところでございま
す。

○石井郁委員 基本的なそういう筋が示されているわけですが、そのことが本当の意味で徹底されていれば私が今から取り上げるような問題は起きないと思うのですけれども、残念ながら非常に重要な事態がいろいろ起こっております。

ちよつと事例を挙げて申し上げますが、それは四天王寺國際仏敎大学がございます。四天王寺という名前でおわかりますように大阪ですけれども、聖徳太子のゆかりの寺ということで大変伝統も格式もあるわけですけれども、ここで非常に、これから申し上げますような問題があるわけです。初めに伺いますけれども、大学には教員組織表がありますけれども、それはどのような性格のものと考えられていますか。

○坂元政府委員 教員組織表というのは、実際に教員を配置している実態を文書で明確にあらわしたものが教員組織表だと思います。

○石井(郁)委員 教員組織表は、先ほどの御説明ですと、当然大学の教授会を経て文部省に届いている、こういうふうに考えてよろしいですね。

○阿部政府委員 各大学の教員組織表と申しますか、教員の名簿、担当科目等につきましては御報告を受ける仕組みにいたしております。

○石井(郁)委員　今昭和六十二年の大学の教員組織表をちよつと見ているのですけれども、この教員組織表に載っている教員はみんな専任教員というふうに考えてよろしいですか。

○阿部政府委員　その表を見ておりませんので何とも申し上げかねますが、専任の場合は専任、兼任の場合は兼任というふうに区分されているのが普通だと思います。

○石井(都)委員　これは文部省からいただいたのですよ。この資料ではその区別がありません。文部省は、だから当然全員が専任だというふうにこれを見て御理解されるわけですね。

○阿部政務委員 大学から提出があつたものを差
し上げたそつでございまして、専任の名簿であ
ろう、こういうことのようにございます。

○石井(郁)委員 そうすると大変なことなんです

ね。これは学内の先生に調べていただいたのですけれども、この中には昭和六十一年度所属一覧と比較しても専任でない教員が入っているわけです。十三名もございます。それからまた、ここでは五月一日現在となっていますが、五月一日現在ではまだ教授会でこの人事が決定もされていない、そういう方の名前も載っている。それから、この大学は四年制と短大を持っていますけれども、短大所属の人が大学にいます。また、大学の人が逆にこの表に含まれていない。つまり、大学の人が構成人員の正確なところは一体何なのかこれでわからないということでもあるわけです。合計数で見てもこの当時で専任は四十八人、表には六十人になっている、こういうことはいいのですか。

○坂元政府委員　ちよつと質問の御趣旨がわからないのですが、私どもがいただいておる大学の教員組織表は、大学の方からいただいたものではございませんけれども、今先生がお挙げになつた六十名、これは四十何名だ、このその数字はよろしいかという、その六十名の数字の根拠がよくわかりませんが、いずれにしましても、こういう教員組織でもつて教育活動を行つていく場合に、例えば私どもが全体としてこれでいいか悪いか判断する場合には、中身の問題ではございませんで、これらの教員組織で十分設置基準を満たしておるかとかという観点から数字を見ざるを得ないわけでございます。いずれにしても、四十何名という数字とこの表に上がつておる六十名という数字と、その間の関係というのは、ちよつと今のところ私どもも理解しておりません。

○石井郁委員 これはもう設置基準に照らししても設置基準が守られていないということではないのですか。ですからここでは補助金の不正受給とこの問題も当然絡んでくるわけですね。私は既に昨年文部省にこういうことでいろいろと資料もいただきました。ですからその後文部省も大学といろいろコンタクトもとっているように思いますが、何らかの指導もされているように思いますが、

ですが、実際調べていく中で非常に重要な問題が幾つかあるわけです。

実は「怪文書の研究」というのがありまして、一九八七年の九月にこの大学の実態について暴露されています。設置基準の問題で言いますと、大学の設置にかかわって文部省への提出書類というのはだめこの上なしだ。だから、学生定員数に対して教員の数は出てくるわけですが、その必要教員数が果たしてあるのかないのかという問題等々あるわけですね。

一つの例として社会学科の新設ですが、昭和六十一年に新設されていますが、この新設に当たっても大学の教員に対しては実にでたらめな事柄が行われているわけです。これはその新設のときの書類で、これも「履歴書」教育研究業績書提出について」という依頼文書です。しかし、ここではどの学科が新設されるのかは何も書いてないわけです。これをもらった先生方には、一体自分はこの学科の教員になるのかわからない書類になっているわけです。書類は提出させるがそのコピーもとらせない。そして認可がおりまして初めて言われて、自分はどの学科の所属のどの専攻の教員だということがわかる。こんなことがあります。だから、教授会の議は一切経ていない。書類の作成自身も教員には判を押しさせるだけだということが行われています。教員の担当教科も勝手に作り変えられるということでもあります。この社会学科というのは完成しないままです。全貌がわからない、そういうものであります。

どうですか。だから、この怪文書によれば、この構成人員で毎年億単位の補助金が支給されているのじゃありませんか。こうした疑惑がある以上、この大学について補助金の使途及び学科新設の問題を洗い直すべきだというふうに思います。いかがですか。

○坂元政府委員 私ども、学科新設につきまして適正な申請書で文部省に提出したというふうに承知はいたしておりますが、補助金の問題につきましては、補助金というのは、経常費助成という

のは御承知のとおりに当該大学に所属する教員、それから在籍する学生定員内実員に着目して計算するわけでごいまして、仮にその学校が設置基準上の基準に満たない先生しかいない、言いかえれば設置基準上五十人必要であるにもかかわらず専任教員が四十人しかいないという場合であつても、私も補助金算定上は四十人の教員で算定をして補助金を出しているところでごいします。では、その四十人と五十人の問題はこういう問題かといふと、それはむしろ教務関係の指導として、設置基準から見て十人足りないからせむとも早急に十人の専任教員を補強すべきであるという指導を一方でいたしますけれども、経常費助成は、現在おる専任教員、あるいは講師も含みますが、それから在籍学生定員内実員に着目いたしまして、その数字で補助金を算定しておりますので、補助金上不正があつたというふうには直ちに私も理解いたしております。

○石井(郁)委員 ただいまの御答弁は一般的には補助金がどのように支給されるものかということに述べられたと思えますけれども、この大学の事態に照らして、実態が果たして適正なのかどうかという点ではどうですか。そのことには触れていないわけですか。ぜひともこれは説明するということであるので、文部省としての指導をするべきだということをお願いいたします。

○坂元政府委員 私どもとしては適正に補助金も算定されておるといふふうに考えてはおりますけれども、せっかくの先生の御指摘でございますので、もう一度よく精査をしてみたいというふうに考えております。

○石井(郁)委員 こうしたいろいろな問題が起こる根本には、申し上げましたように実は教授会がもう全く開かれていないというか、教授会の議を経ないという問題があるわけですね。だから理事側がもう一方的な強引な運営をしているというところでありまして、私はやはり、最初に申し上げましたように経営と教学、これが混同されて

いるということがこんな事態を起こしているし、名前を挙げて恐縮ですが、この奥田学長代理という方になってから特に運営がひどくなっているという点で、こういう非民主的な運営がほしにまにまにされているという事態がありますので、ぜひともこの奥田学長代理以降の大学の経営についてちよつと見直していただきたいというふうに思うわけです。

教授会が非常に無視されているという点でいいますと、こういう公開質問状を先生方が出される、おかしな話ですね。つまり、卒業生の認定というのは当然教授会の議を経なければいけないわけですが、卒業認定が教授会にもかからないというところが起きている。大学の先生がわからなくてどうするんですか。そういう点で、経営者に対して、理事会に対してこういう公開質問状を出していらつしやるわけです。

また、カリキュラムにつきましても、もう思うままにというか、勝手に理事会が、学長代理が交えていく。だから、専門でないところにどんどん人が配属されるということになるわけですね。あの先生は四年間にわたって専門の授業を持たされない、別な自分の専門でないところに行かされる。これで一体大学の機能は果たせるのか、本当に教育に責任が負えるのかという点では、やはりちよつと考えられないようなことですね。そういう点で、本当に民主的な手続や運営を踏みにじつたためちよつとやることがありますので、それは補助金の問題とも絡んでくると私は思うのです。絡まざるを得ないと思います。

という点で、九州産業大学といえどもここまでひどくはなかつたのではないかとこのうふうにも思われます。明らかに学校教育法や学則に反することを行つていくわけでありまして、そういう点でもこれはぜひとも文部省が監督官庁としてきちつと指導すべきだというふうに強く申し上げたいと思います。御答弁をお願いします。

○坂元政府委員 先生御指摘のような事実があればやはり問題だと思いますので、私も関係者から十分事情を聞いて必要な指導はいたしたいというふうに考えております。

○石井(郁)委員 最後に、その点でどのように指導されたのか、どういった実態が文部省として明らかにされたのか、この委員会にぜひとも御報告いただきたいと思ひます。いかがですか。

○坂元政府委員 私が御答弁申し上げましたような趣旨で十分調査及び必要な指導をいたしました結果については、また後刻委員会なりあるいは先生に直接御報告いたします。

○石井(郁)委員 ぜひともよろしくお願いしたいと思ひます。

さて次に、ガンダーラ仏の問題について特に文化庁にお尋ねをいたします。この問題は真贋論争というシビアナ問題として今大変注目を浴びているわけですが、国会でも三月九日の予算分科会、また二十三日の法務委員会でも取り上げられました。所管の文教委員会でもあり、当然質問しなければならぬと思つたわけでありました。

このガンダーラ仏と申しますのは、昨年四月二十九日から五月三十一日まで、奈良国立博物館で「菩薩」特別展として中に出品されたものであります。この博覧会はそのころからマスコミでも話題になりましたので、そのせいかどうか、史上三位の参観者があつたということを知っております。本物かにせものかというシビアナ問題ですから、マスコミも注目しているし、また参観者もとり国民各層が関心を寄せている、当然明らかにしなければならぬ問題だと考えています。しかし、この問題をめぐるやりとりを見てみますと、どうも文化庁あるいは奈良国立博物館の対応は何かあいまいな点が非常に多い、問題にすること自体がおかしいという態度に終始しているように思われるわけです。

それで、まず大臣に伺いますが、三月九日に大臣は結論として、だれが見てもだれが聞いてももう少しわかりやすく検討したいと思つたというふうに御答弁されておりますが、検討はどのようにさ

れたでしょうか。

○中島國務大臣 ガンダーラ氏はやはり文化的な一つの資産でございますから、その真贋につきましては大変な関心がありますし、たしか分科会でもそのような御質問がありましてお答えをしたところでございます。

どのように進んでおるか、あるいは今後を進めるかということについては専門家からお答えをさせていただきますが、その経過で、これは間違えるといけませんからちゃんと読ませていただきますと、ガンダーラ氏の真贋については、特別展の終了後奈良国立博物館において開催された研究協議会において、贋作とは言えないという結論を得たようでございます。その後も亀廣記念医学会側において研究が続けられているということは聞いておりますが、報道などから判断する限り、贋作と決定づけられるような事実はないと聞いておる。そういう経過を踏まえまして、さきの予算委員会でも私からも奈良博物館においては贋作ではないと考えているということを述べたものでございまして、これから科学的にどのような精査をしていくのか、そして精査されたのか、今後どうであるか、これについては専門的にお答えを申し上げた方がよいと思っておりますので、政府委員からお答えをさせます。

○横瀬政府委員 御指摘のガンダーラ氏につきましては、ただいま大臣からもお話がございましたように、昨年、オリエンタル博物館の田辺さんという方から展覧会の最中に贋作ではないかという御指摘がありまして、そういうことがあったものですから、七月に奈良国立博物館にこれを科学的、客観的な立場から検討するように指導いたしました。その結果として、その七月にただいま大臣が御答弁申し上げました研究協議会を開催したわけでございます。

そこでの一つの結論と申しますのは、これは田辺さんも入っておられまして、そのほかにインド・ガンダーラ美術史の専門家あるいは東洋考古学、彫刻技術あるいは文化財保存化学などの専門家八人から成る協議会でございましたけれども、

田辺さんは仏像全体について贋作であるというふうな御主張をなさいましたが、ほかの方々は、一部に後で補った点は見られるものの仏像本体は贋作とは言えないという見解で一致したということでございます。

このような流れと、それからもう一つ、先ほど大臣からお答えいたしましたように、その後、今の方々がいろいろおっしゃっておられます。その点は新聞報道等ではある程度まとまっているという報道されておるわけでございますが、そういうものに対しての奈良国立博物館の判断というものも、それがいずれも贋作を決定づけるような事実は当たらないというふうに言っております。

これをどういうふうな公表といたしますか、国民に御理解いただくための手段をとるかということでございますが、私も、昨年七月の研究協議会の議論の内容については、いざにしろも国民の皆さんに御理解いただけるような形で整理をして発表するようにという方向で、奈良国立博物館を指導してまいったわけでございます。その一方で、この事件に關しまして国家賠償法に基づく訴訟が提起されまして、私もその訴訟の当事者になったというございまして、それとの関係もいろいろございまして、私どもとしての関係は、今申し上げたように奈良国立博物館の考え方をまとめてというか、その議論の流れについては改めて整理をして公表するように、そういう方向で今現在指導しているところでございます。ただ、この協議会に御出席なさった方々の同意というものをとる必要もございまして、もうちょっと時間がかかるかもしれませんけれども、そういう方向でぜひ指導していきたいと考えております。

○石井(郁)委員 ちょっと御答弁の表現で確かめますが、贋作とは言えないという表現をされていただきますけれども、それはイコール本物であるということと考えていいのですか。

○横瀬政府委員 研究協議会の結論については、それぞれの研究者の方々の御意見があつて、そし

て最後に座長がまとめられたという形をとっておりまして、そこでは贋作とは言えないということだったので、それを受け取りまして、奈良博物館としては現在贋作ではないという判断をしているわけでございます。これは、贋作ではないということとは本物であるということだと思ひます。

○石井(郁)委員 私は、文化庁次長の御答弁は非常に重大な御答弁だというふうな思ひます。今、研究協議会の議論、そして結論を文化庁の立場でお話ししたいたのですが、私は読ませていただきました。これは六十二年の七月十七日、国立博物館長名で記者発表の速記録というものがあります。これは非公開でしたからわからないわけ、研究協議会の議事録も当然出してほしいということがありますけれども、それは見ることはできませんが、館長名で記者発表の速記録を当事者である亀廣氏へ送られていくわけですか。これは間違ひありません。奈良国立博物館側が作成したものですから。記者会見の内容も随分出ております。これを読む限りは、文化庁の御答弁とは八人中、田辺さんは当然贋作を主張されている方ですね、その一人を除いて全員が贋作とは言えない、だから本物だと認めた、こういう御答弁ですけれども、この記録を読む限り、そういう言い方では私は大変研究者を冒瀆するものではないかと思うのです。といひますのは、まとめとして最初に御報告された樋口座長は決して断定はしていません。これによつて実はあれが本物かにもせものかという断定はできない、できなかったと言っているわけですね。そのことは最初と最後の二度にわたつて述べていらつしやいます。断定ができないのでいろいろ疑問も残る、これから明確にしていかなければいけない、こうおっしゃっているわけですね。だから、当時はこういう記者発表でしたから、マスコミも決着はつかなかったというふうな主に新聞報道されたものではありませんか。ですから、これを読む限り、あれは本物であるという主張をされた方はお一人でありまして、ほかの方は、も

ちろん贋作と言う田辺さんも含めて残る方々は贋作とは言えないという形で、むしろ逆に言うと、積極的に本物だという主張はだれもされなかったのです。これが研究協議会の実態なんじゃないですか。

私は、文化庁はそういう全く結論をゆがめたような御答弁をすべきじゃないと思ひますし、そして、この協議会に参加されている研究者の名前はわかっているわけですから、一体この研究者に対して、これは一人一人研究者の生命がかかっているわけですから、そういう名譽に對してもそういうことで済ますわけにはいかないと思ひます。いかがですか。

○横瀬政府委員 私も先ほどの御答弁で、研究協議会の結論としてどうであつたかという御質問に對しては、それは贋作とは言えないという結論であつたということを申し上げたつもりでございます。

それで、今先生も、樋口座長のまとめというものもそうであつた、それから、私もこの研究協議会の議事概要等を見ておりました、それぞれ委員のまとめというものは、これはいろいろ言ひ方はございましてニュアンスはございましてけれども、共通的にまとめるとすれば贋作とは言えないということだと思ひます。それで、そのこととそれから奈良国立博物館の現在の判断は一応別のことでございまして、この研究協議会の結論を一つの基礎といたしまして、それから、その後も奈良国立博物館のいろいろな知見に基づいて贋作であることの根拠に對していろいろ検討してみても、その総合的な結論として現在持っておりますのは、贋作ではない、そういうことを申しているわけでございます。これは奈良国立博物館の見解であるというところでございまして。

○石井(郁)委員 研究協議会は、だから宿題という課題を残して終わっているわけですから、どうなんですか、引き続いてこの協議会を再開というか開くという御予定はございませんか。

○横瀬政府委員 この点につきまして、このガン

グループの問題につきましては、本来学術的、科学的な検討をしていくべきものだと思いますが、これがだんだん、訴訟というようになってきておられますし、これをめぐっているいろいろな著述も出ておられますし、そういうところから考えてまいりますと、これを今こういう協議会というような形で判断するのはいかかかなのかと私も思っています。しかし、奈良国立博物館の問題に対する判断についてはなるべくわかりやすく明らかにすべきだというふうにも思います。廣作だという御主張をなさっている方のその主張の根拠というものです、最近いろいろ整理されたものが出ておられますので、それに基づいて奈良国立博物館にそれに対する考え方をできるだけ早く明らかにするように私もしてはたたいま指導しております。

先ほど申しました研究協議会における議論の内容の明確化ということとあわせて、奈良国立博物館の現在のそれぞれの根拠に対する考え方を明確にする方向で指導していきたいと考えております。

それから、訴訟の提起がございます。これは大変残念なことではございますけれども、しかし私どもとしては、その訴訟の上でも誠実に私どもの主張を明らかにしていくという必要もあらうかと思っております。

○石井(郁)委員 できるだけ早く明らかにしたいということ、それは大変結構だと思うのですが、そのためには必要なデータは積極的に公表していくことが大事になってくるわけですね。そういう点で一つ、非常にこれもはっきりさせていたいただきたい問題があります。

今、ガンダラ仏は古代オリエント博物館に移されております。古代オリエント博物館が本物かにもせよ、かを研究するために、政府の機関であります筑波の高エネルギー物理学研究所、そこで調査をしてほしいということ運び込んだわけですね。これは昨年の十一月二十三日であります。しかしこの調査をめぐって、聞くところによりますと、文化庁は、調査をするとかあるいは調査の

発表についていろいろ条件をつけるとかしてとめる、そういうことをやっているのではありませんか。

(鳩山(邦)委員長代理退席、委員長着席)
○横瀬政府委員 私どもとしては、そんなことは全く断じてございませぬ。

○石井(郁)委員 既にこれはNHKに放映されました。これがこへ運び込まれたことや、それから予備調査が行われた、この時点ではNHKは放映しているのですね。しかし次の日、本調査に入る段階で実は半日調査がストップしています。再開はされましたけれども、そのデータを民間の手に渡すということ、ストップがかかっているという問題であります。高エネルギー物理学研究所の機械というのは日本にただ一つだけということ、その調査結果が非常に重要になってくるわけでありまして、一体、国立の機関で調査をした結果を公表するのは当然でありますし、昨年十一月の段階でありますからもうデータも出ているわけですね。そういうことをなぜ公表を急がないのでしょうか。そうすると、文化庁の御答弁ですと、とめているのは高エネルギー物理学研究所の判断でとめているというふうな考えでいいのでしょうか。

○横瀬政府委員 これは私どもとは全くかわらない話でございまして、前にもこの高エネルギーの問題について、まだ結果が出ていないということ、ごく最近でございまして、そういうお話がございまして、私もどて若干調べてみたところでは、共同研究という形で高エネルギーでやられているのだそうでございます。したがって、これは高エネルギーのいわば機関としてやっていると言えるかどうか。というよりも、この研究の遂行とか実施とかあるいは責任とかというものは、そういう共同研究していらつしやる共同研究者の方々にあるというふうな思いです。したがって、その方々のいろいろな御判断によって、実際やられたかどうかともわかりませぬけれども、その御判断に

よつてこの事柄が動いているというふうに思いますが。私どもは全くこのことについては関与しておりませぬので、わかりませぬ。

○石井(郁)委員 関与したら重大な話ですね、研究活動を妨害したということになりますからね。それはそうだと思うのですが、しかし事実は、そこで調査が行われていることは事実なんです。しかし結果は出ていない。

それではここで改めて伺いますが、文化庁として高エネルギー研究所に、その結果を早く何らかの形で依頼者に渡すように、渡すという公表するようにということをお指導なさるべきではありませんか。

○横瀬政府委員 これはいわば訴訟を受けていることでもあるわけでございますので、私どもとしてそういうような、文化庁が高エネルギーに対して指導の関係というものももちろんございませぬし、今のようない関係もございまして、指導するといふのはいかかかなのかと思います。ただ、そういうお話がございすれば、私どもとしてもどういふことになっているかというふうな問い合わせといふますか。そういうことはしてみたいとも思いますが、これも、これは指導という関係ではもちろんないと思ひます。

○石井(郁)委員 この問題は、国民の目から見て一向にわかりにくいのは、文化庁も積極的に真実を明らかにするといふふうには見えません。それから先ほど来のお答えでは、奈良博と略称しますけれども、奈良博が本物だと判断しているから文化庁もそうです、こういうことですね。いわば奈良博自身の対応というか見解が問題になるわけですね。

そこで伺いますが、それでは、奈良博自身がこのガンダラ仏をメイン展示とした根拠、つまり日本へこれを輸入をした、そして展示に値するかどうか、それなら奈良国立博物館自身がそのことをやはり国民に言うべきです。そういうこともされてないわけですね。どうですか。一体奈良博がこれを本物として展示に踏み切った根拠、協議

会以前の展示に至る経過、その点ではどのような手続とどういふ根拠でこれをメイン展示としたのか、文化庁はどのようにつかんでいらつしやるのですか。

○横瀬政府委員 奈良国立博物館の問題になっております特別展「菩薩」という昭和六十二年四月二十九日から五月三十一日まで開かれた展覧会についてでございますが、これは奈良国立博物館の特別展という形で昭和五十九年度ぐらゐから準備をいたしまして、出品作品の候補のリストアップをするとかあるいは具体化のための事前調査をするとかというふうなことを行っているわけでございます。

それで、この当該ガンダラ仏につきましては、一九八五年から八六年にかけてアメリカのクリブランド美術館、それからニューヨークのアジア・ソサイエティー美術館で開催されましたクシャーン彫刻展というのがございまして、その際に展示をされた。そして、アメリカの代表的な東洋美術史家の多くによつて高い評価を受けたという情報をカタログ等から得ておりまして、有力な展示候補の一つにしていたわけでございます。その後、昭和六十一年八月ごろにアメリカで開催しておりましたこちらの東大寺展に随伴をしておりまして、この作品について確認をいたしました。そしてその後、六十二年一月に別の館員が渡米をいたしまして実査確認をしたというところでございまして。

通常、外国の作品について我が国の展覧会に出品といひますか展示をするというふうな場合には、大体こういうような外国で行われた権威ある美術展というものでどういう評価を受けたかというところをまず調査をいたしまして、そしてさらに、一度は実際に現物について調査をするというふうな形をとつて注意を払っているわけでございます。この当該ガンダラ仏につきましても、そういうような外国の作品を我が国に持つてきて展示をするという際の必要な注意というものは私わけていたというふうに思ひます。

○石井(郁)委員 文化庁はそういうふうには判断されておられるのでしょうか、これは非常に奇妙なことでは、このガンダーラ仏自身を展示するというふうにするに至って、専門家が実際に見たのかどうか、この目を通して見るのかどうかという点では、そういう手続は踏まれているのかどうか、渡米されて一月に奈良博の館員が実物を見たという点ですが、この人はガンダーラ仏の専門家ではありません。それから外国の展示で、そしてクシヤン展で評価を得たということですが、それもカタログで見たということだけでありまして、そういうカタログを見て、所有者であるウォルフという人から、これは本物だ、信じなさい、私の言うことは信じてくださいということ、信じて決めている。すべて、この人が本物だと言ったから本物だろう、こういう経過で事柄が進んでいるのです。だから今日のような問題が起こったのだと思うのです。

私が伺っているのは、奈良博自身が本当にこれを本物だというふうには立証という主張できる根拠として一体何があるのか。クシヤン展に出品された、それだけじゃないですか。ウォルフ氏が本物だと言っている、それしかないのですよ。そういうことでこの「菩薩」特別展のカタログもつくられていきます。このカタログの中には、解説の中にはこのガンダーラ仏は本物と、もちろんそのときは世のものと言わねばいけません。これは美術品として最高峰に位置する傑作の一つだ、こういう高い評価まで与えられているわけですから、一体そういうふうには言える根拠は何なのかという問題があります。

それから出土地についても、ミンゴラ出土というふうにははっきり断定をされています。しかし、断定をするような根拠は一体何があつたのか。それは後になってこういう問題が起きてきて、いろいろ出て追及されてきて実はいろいろなことがわかってきた、これが実態なんですね。私は、国立博物館が、国の機関が展示する仕

方としては非常にずさんなやり方だというふうには思います。

ちよつと急ぎますけれども、もう一つの問題は、今そういう問題が明らかになったのは、残念ながら売買をめぐる疑惑がいろいろ起きてきた、当事者がいろいろなことを申し立てるようになってからこういう問題になってきた。これは本来逆さまで。きちんとした手続を踏んでいけばそういうことをしなくて済んでいるわけですから、こういう形になっていくわけですね。

そこで伺いますが、国立機関の職員がこういう古美術品の仲介とかあつたというのには普通に行われていることなんでしょうか。

○横瀬政府委員 このガンダーラ仏の職員が仲介したというふうなことに付いての事実につきましては、奈良博にその照会をいたしました。奈良博の報告では、これは仲介したと言われた奈良博の室長でございしますが、その室長が相手先に頼まれてアメリカの古美術商に対して照会をしたといひますか、そういう事実についていろいろ確認をした、そういうふうな個人的な便宜を計らつたといふことがあるようでございますけれども、今の、公的な機関が私人間の取引の仲介をするといふことがあつかうお尋ねにつきましては、私も、それは公務員の職務としてできることではない、したがってこの場合は好意的な、個人的な立場でなされたものだといふふうに考えております。

○石井(郁)委員 ところで、売買には契約書が一般に必要だと思ふのですけれども、この件では契約書は発行されたのでしょうか。

○横瀬政府委員 これは、契約の当事者が私人間でございしますので、私もとしましてはそれはわかりません。

○石井(郁)委員 文化庁はこれから奈良博等と話をする場合に、国立博物館は国の機関でありますから、それを所管する官庁としてぜひともみずからの手で真相を解明すべきだといふふうに私は思ふのですけれども、残念ながら今の御答弁と対応

ではまだそうならないといふことであります。が、実は文芸春秋、あと数日後に発売予定の五月号に、この問題で当事者が投稿されている原稿のゲラを私は入手いたしました。四月号には古代オリエント博物館の研究部長の田辺さんが論文を発表されておりますけれども、この五月号のゲラを読みますと驚くべき事実がいろいろあるわけですね。ぜひとも雑誌が発行されてから御検討いただきたいと思ふのです。

まず、所有者はアメリカのウォルフという人ですね。今あなたは普及室長が個人的な好意であつたことをした、こういう話ですが、展示は国立博物館として展示をされたのです。その展示に至るところでは、この買ったという話は実は奈良博の方からあつたというのです。それで、あくまでも奈良博が仲介を一切行つてきたものではありませんが、ですから、所有者のウォルフという人は一貫して、これは奈良博に買つてもらふものだといふふうには考えているわけですね。そういう交渉をしてきたからです。

これは一月五日のこのウォルフという人の普及室長への手紙です。ここには「私のギャラリーと貴殿の博物館とのこの初取引が、心から長く楽しい友情の始まり」云々とある。だから、博物館にこれを売るんだといふふうには書いてあるのです。これはその後もずっとそうなんです。そういう経過なんです。その買うはめになったと言つていいのかわるか、買うことになった亀廣氏という方も、奈良博だから、奈良博がいわば保証しているから買うといふことで、すべて話は奈良博といる建物の中で進んでいるのです。館を挙げてその中で行われているのです。これがどうして個人の話ですか。個人だつたらそんな博物館を使うことはできません。これは国家公務員としてどういふことなんでしょうか。

そういう点では、幾つかの事実がほかにもあります。結局その売買が行われるようになってから、ウォルフという人には三分の一だけは支払われたわけですが、その後まだ支払いがない

という点で督促が進むわけですね。そういう手紙もございします。こういう点では、ウォルフという人は、契約の実践はあなたに完全に責任がありまうと言っている。この「あなた」といふのは普及室長のことで。そして金利も請求しているわけですね。それで困つて、この普及室長が、何とかこれを本物だといふ断定をして早くこのけりをつけなければいけないといふふうには考えて開いたのが、あの七月の研究協議会であつたということじゃないのでしょうか。

実はその点でも、余りこういうことはしたくはなかつたのですが、これはその普及室長のウォルフ氏あての手紙の下書きなんです。この中にそういうことが書いてございします。早く売買契約書を送つてくださいますと六月十二日付でこれをしたためてくださいます。それから金利については、もう少し待ってください、今真贋問題が起きていますけれども、それについては七月三日に学術討論を行うことを決定しました、そこで決着をつけようと考えています、こう言っているのです。これはどういふことですか。

そういう点では、私はやはり先ほど申し上げましたように、こんなことになる前に、奈良国立博物館当事者が、そして文化庁自身が真実を知つていたはずですから、もっと早くにきちんと手を打つべきだといふふうに思ふのです。これはどうして、奈良国立博物館と文化庁のこの間の責任は免れないといふふうに思ふのです。だから問題がまだ残っているわけですね。そういうことを含めて文化庁はいかがですか。

その前に、もちろん輸入に当たっては館長名で鑑定書も出されていますね、税関を通すときに。ここでも、その館長名の鑑定書の中身は、これは本物です、だから通してほしいとある。しかし、そのときに館長はこれを見てもいいのではありません。それをそう鑑定書が書けるというのには、こんなことは日常茶飯にあるのだからかといふ点では、私も実は驚くわけでありまして、いかがですか。

○横瀬政府委員 基本的にはそのガンダーラ仏の真贋をめぐる問題であらうというふうに思いますが。したがって、先ほど申しましたように、奈良博物館がこのガンダーラ仏の真贋について、その贋作だという主張に対する奈良博物館の見解につきまして詳細にできるだけ明らかにするよう、国民の前に明らかにするような形で仕事をするように指導していきたいというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、今の通関手続のお話でございますけれども、これは関税定率法上の問題でございます。後百年以上たっているものにつきましては定率法上の助成の扱いを受けるということではございまして、その証明を博物館がしているわけでございまして、その奈良国立博物館が自分のところで外国にある仏像を借用して出品するという場合には、当然これは博物館としてそれを証明する。しかし、このガンダーラ仏につきましては、実際の輸入者は亀廣さんという方であつたわけでございまして、このことについては別の形でその証明がなされるべきであるわけでございしますが、そのときに奈良博物館は、この仏像を亀廣さんから借用して特別展に出品する予定になつていたということもございまして、そこで好意的に館長名でその証明をしたということでございます。実際の輸入者は亀廣さんであり、また、通関料もその亀廣さんが負担しているということでございます。その点は、博物館が過度に関与したということではないというふうに思っております。

○石井(都)委員 何か好意的にだつたら何でもできるんですか、国の機関は。それは非常におかしいと思うのです。いろいろなことで真贋論争が起きてから、奈良博もいろいろ証拠を集めにかかっているというところで、これは西川館長の手紙ですけれども、六月二日付で、この像はどこから手に入れたのかと展覧会が終わつてからそれを聞いてあるんですね。一体ミンゴラ出土とする根拠は何かと言っている。おかしいと思いませんか。

このカタログにははつきりミンゴラ出土と断定をしているのに、館長が、出土とする根拠は何かと、六月になつて聞かなければいけない。これは国民から見たらとても信じられない話ですね。奈良国立博物館といえは大変学術的にも權威のあるところじゃないですか。やはりそういううざざうざがたくさんあるわけですね。出土についても、土地がわからないものは大体考古学でも資料としては三等資料じゃないですか。ここではウォルフ氏は、ミンゴラ近くの何とかで秘密の発掘人からある美術商が買つて、その美術商から私は買いました、その美術商の名前を言うことはできませんというところで、その時点でこれは盗掘品だということもはつきりしているんですよ。だから、この問題はパキスタン政府との関係の問題や、また、今なおまだ所有者だと主張されているウォルフ氏との問題もある。これは文化庁としてきちつと何らかの対応をしなければ、大変な国際問題にもなるのではありませんか。私は、少なくともこのカタログは、今の時点でこのまま続けて出していくとしたら国民をだましていることになるわけですね、ミンゴラ出土とは言い切れないわけですから。そういう点では、本当に確かめもしないで、ここで高い評価を得ているからそれで信じた、一体日本の文化行政というのはそんなものですか。研究者はそんなことでは勘まらないです。私もちよつと研究者の端くれでしたけれども、やはり事実を確かめたりして、そうしてやるのじゃありませんか。そのことを失つたらもう研究者の生命は終わらだと思ふんですね。

この問題は、いざにしましても幾つかの大変重要な問題を含んでいるわけですね。そういう点で、私は、奈良博とそして文化庁自身が積極的に関与したいと思ふ。特に、この奈良国立博物館には六万数千人の参観者、子供たちももちろん入館しているわけですね。だから、やはり真実を明らかにする、真実を隠ぺいするようなことがあつてはならないと思ふわけですね。そういう点でも、こ

いうことが起こるいろいろな背景もあるんだらうと思うのです。その一つは、文化庁の予算も大変少ないという苦慮もあるんじゃないかと思ふ。日本は文化国家と言いつつ、世界の国の中でも政府一般会計に占める割合が、^{6.7%}にも満たないわけでしょう。○六七%ですね。そういう点では、そういう率直な苦勞も含めてやはり国民にきちんと責任を負うべきだと思ふ。大変時間があるわけでもない、もつという申し上げたいことがあるんですけども、やはりこの問題も国会で明らかにしてほしいと思ふ。最後に、ちよつと大臣の所見をぜひ伺いたいと思ふ。

○横瀬政府委員 先ほど申しましたように、奈良博の見解につきましてできるだけ早く明らかにするように努めてまいりたいと思つております。

○中島國務大臣 御質疑を伺つておりまして、この問題は重要美術品をめぐることでございまして、やはり早く釈然としたいという気持ちには皆様も持ただと思ふので、今政府委員からお答えいたしましたように、奈良博の問題につきましてはしかるべく速やかに明らかにしたい、こういうことでございまして、私もそれを望んでおります。

○石井(都)委員 ぜひともその方向でよろしくお願いしたいと思ふ。それでは、少年警察隊という問題で伺いたいと思ふのです。警察庁を呼んでおりまして、大変お待たせして申しわけありません。

○齋藤(論)政府委員 一部の県でそういう少年防

犯隊のようなものがあるということは聞いております。

○石井(都)委員 警察庁はいかがですか。

○遠藤(豊)説明員 委員の御質問にございまして、我々防犯少年クラブと呼んでおりますが、地域における防犯活動をその活動内容の一つとしております。少年健全育成組織についてでございますが、全国におきましてこのような団体は二十七団体、把握してございます。

このいわゆる防犯少年クラブでございますが、地域社会の小学生あるいは中学生、こういった少年たちで構成されるものでございまして、地域社会が行う防犯活動あるいは社会奉仕活動等に少年の参加を求めまして、地域社会の一員としての活動を通じて少年の健全育成に資することを目的にしているものと承知しております。

○石井(都)委員 この組織の結成経過とか規約を見ますと、警察がみずからこの組織に積極的に関与しているというか主導しているというところが明らかですけれども、例えば現職の警察の方が学校訪問されて、ぜひともこういうものをつくりたいと言われたり、規約自身に、これは静岡の例でありますけれども、事務所は静岡県警の少年課に置くとか、指導には少年課が当たるとかはつきり書いてありますので、警察の関与という点は間違いありません。

○遠藤(豊)説明員 静岡県の例について御説明をいたします。当初、地元の警察署長が地域の方々に提案をいたしまして、それを地域の方々が採用され、地域の自治体などが中心となつて設立され、それがまた他の地域にも普及しているものと承知しております。なお、地域の方々が具体的な設立準備を進める過程では、警察官からほかの事例等について御説明を申し上げたり、あるいは学校などに伺つて御理解を得る努力をしていることと思ふ。それから事務局を警察に置くあるいは警察の指導を受けるという規約の記載でございますが、ま

ず事務局を警察に置くという規約でございますが、これは他に適当な場所がなかったために一部の団体におきまして警察署がこのような協力の仕方をしていられるものでございます。

それから警察の指導を受ける旨の規約上の表現でございますが、このような規約の有無にかかわらず、現地の警察におきましては、警察が少年の非行防止及び健全育成に携わる機関の一つであるということを認識いたしまして、地域住民の方々の自主性を尊重しつつ、必要に応じてあるいは指導助言を申し上げ、あるいは御協力を申し上げていく次第でございます。

○石井郁委員 そうしますと、こういう組織をつくるということは、警察庁としては促進というかそういう方針で臨んでいるというふうに考えていいのでしょうか。

○遠藤豊説明員 いわゆる防犯少年クラブでございますが、ただいまも申し上げましたように、地域社会の方々が中心となりまして、地域社会の活動に少年の参加を求め、あるいは地域の防犯活動、あるいは社会奉仕活動、こういった地域の一人としての活動を通じて少年の健全育成に資することを目的としたものである、このように理解しております。

このような地域住民の方々の取り組みにつきましては、私どもは、少年の非行防止及び健全育成を図る上で好ましいものと評価しております。また、かつ、これを推奨することとしております。また、現地の警察におきましても必要に応じて指導あるいは協力を申し上げている、このように理解しております。

○石井郁委員 非常にこれもはつきりしないのですけれども、そうしますと、こういう組織の責任というものは一体どこにあるのでしょうか。というのは、防犯活動というのは非常に危険を伴うような仕事だと思えますし、そういう事柄をしているときにいろいろな事故だつて起こりかねないわけですね。それから子供の組織ですから当然指導も必要になってくるわけですが、一体だれが指

導するのというような問題。

それから学校にも関係してきているわけですが、そういう点で、一体この組織はそういう地域のいろいろな団体と警察と学校と一緒になつてつくっている公的な性格のものなのか、それとも全く民間のものなのかという点でも非常にあいまいなんですね。その点では規約を見る限りでも、公的なようでもあるし、しかし何か地域の民間の人たちが非常に自発的にやっているもののようにも見えるのですが、そのあたりをひとつはつきりしていただきたいと思います。

○遠藤豊説明員 御質問にございましたパトロールということでございますが、静岡県例で申し上げますと、保護者それから地域の世話人の方々が少年と一緒に自動車に乗りまして月に一、二回程度、夜と申しても七時から八時ぐらいにかけまして町内を回って防犯を呼びかける、こういった活動のようでございます。少年がこういった活動に参加するに当たりましては、少年にふさわしい活動の範囲内で、かつ、保護者や地域の世話人の方々が付き添ひまして、安全には十分な注意を払って行われていると承知しております。

このような活動は、地域の住民の方々の少年の健全育成を願う熱意のあらわれというふうに私ども評価しております。ただし、これが少年の健全育成を目的とした活動でございますので、少年が不幸にして事故に遭うことがないような特別の御配慮を必要に応じて保護者や世話人の方々にお願いをいたしております。

○石井郁委員 これは重大な問題をばらんでいると思ひます。

これは警察のパフレットですけれども、子供たちが警察の制服を着て、パトロールというか行進をしているわけですが、大臣、初めてお聞きになったかもしませんが、静岡では学校がこの結成の会場に使われたり、それから校長がそこに出席してあいさつをしたりという形でされているわけ、だから地域住民から見ると、学校そして警察挙げてこういうことをしているという

ふうに見えているわけですね。しかし、私はやはり本来そういうことをすべきでないというふうに考えています。そういう点で、時間がありませないで、ちよつと一言、大臣の御見解を伺つておきたいと思ひます。

○中島国務大臣 御指摘の点につきましては、手元で九月ごろの新聞を参考に見させていたしましたが、具体の例がございまして、現地の状況がどうであるかは詳しく存じ上げませんけれども、その新聞紙面などを通して拝見いたしますと、これはある意味では非行防止、防犯ということ、かぎのない自転車に盗難防止のステッカーを張りましたり、そういう面では御苦勞なことをいろいろやっておられるとは一面で考えます。そういう発意は私はある意味で理解できるところでございますが、しかし行き過ぎがあらはれかねませんので、この点では保護者の方々の御理解を十分に得ていることが必要であると思ひます。

また、今のパフレットそのものは私は拝見しておらないのですが、そういう服装に關しまして、今お示しになったのを拝見しまして、その一つのいい社会的な活動の例といたしまして、選挙管理委員会などではよくたすきをかけて、そして投票に行くことを勧めておられます。たすきがいいのか腕章がいいのか、何かその活動にふさわしいものがあるのだろうか、これまたよく地元あるいは社会活動とした上でも、保護者の方々あるいは少年少女御本人等、そこでよく合意を得て、ある意味でこの辺が適当かなということをよくお考えいただいております。そういう率直な感想を持ちました。

○石井郁委員 時間が来ましたので、今日の質問はこれで終わりにいたします。高校社会科についてもぜひとも申し上げたいことがあるのですけれども、また改めてお尋ねしたいというふうに思ひます。どうもありがとうございました。

○中村委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後二時四分開議

質疑を続行いたします。斎藤斗志二君。

○斎藤斗志二委員 文部大臣の所信に對しまして幾つか質問をさせていただきます。先般、中国は上海での修学旅行における列車事故におきまして、高知芸芸高校の多くの生徒並びに先生が亡くなられました。謹んで哀悼の意を表したいというふうに思ひます。また、けがをされた方も多数おられます。お見舞いと一日も早い回復を祈りたいというふうにも思ひます。犠牲となられた方への補償につきましては十分なる対応をいただきたい、そしてさらに再発防止に万全を期していただきたい、強く私の方からも要望、お願いを申し上げておきたいというふうに思ひます。大臣にその決意だけお伺いしたいというふうに思ひます。

○中島国務大臣 御指摘までもなく、今回の高知芸芸高校の悲惨な痛ましい事故におきまして多数の死傷者を出しました。私からも冒頭に、亡くなられました方々の御冥福をお祈り申し上げ、同時に、負傷されました方々の一日も早い御全快をお祈りいたす次第でございます。

私ども、事故の情報入手直後から、関係各省と連絡をとりまして、また、閣議におきましても各省の御協力を得るようお願いをいたしまして、その後、現地上海あるいは高知芸芸高校の方に職員を派遣いたしまして、現地とそれから学校とそれから政府の対応と三位一体で事後処理に当たる、こういう態勢をとらしていただき、また事故の翌日、対策本部も設置をいたしました。

それで、今の後段にお述べになりました点につきましてであります。日本体育・学校健康センターからの災害共済給付、その中の死亡見舞金で

ございますが、実は早急に手続をとるようという指示をいたしまして、おかげさまで昨日一人千四百万円でございまして、死亡見舞金をこちらから学校の方にお送りいたしました。したがって、学校の方から御遺族に對しましては、多分四月三日ごろと伺っておりますが、現金をお手渡しできる準備が整つておるわけでございます。

なお今後とも、まだ事後処理が多々ございまいようから、万全を期すように努力をいたします。

○齊藤(斗)委員 大臣、ありがとうございます。大臣には、事故後すぐに高知の方にお飛びいただいたというようなことも伺ひしております。大変感謝申し上げる次第でございます。

私は、現代の日本の教育の状況、教育荒廃が盛んなる中、まさしく教育改革をしなければならぬというふうに思っております。そういう中で中島文部大臣をお迎えいたしまして、大変前向きに教育行政に携わつておられるということで、私は大変心強く思つておるわけでございますが、御経歴を拝見させていただきますと大変多彩な御経歴をお持ちでいらつしやいまして、私は大変すばらしい大臣をいただいでうれいしいなという感じがいたしますが、ここで大臣の教育哲学といひますか、教育に關しましてどのようなお考え、また、御自身がお子さんを育てていられる、そういうことに当たりまして、どのようなお考えを持つてそういった教育に当たられたか、お聞きしたいと思ひます。

○中島國務大臣 齊藤委員からわざわざ哲学をお聞きいただくほど、また、私にそれだけの人格も学識もございせんことを恥じます。しかし一言で言へば、人生八十年の時代を迎えております今日、幼年期からその人生八十年をいかに意義ある社会人として過ごし全うするか、これがやはり人間の目的であらうと思つてございまして、その限られた人生八十年の生命そのものが、また長い親から先祖の哀歎を経て現在の限られた生命がありますし、その生命はまた子々孫々につながる、その限られた一瞬の生命であるからこそ、自分の

生命をとらうと、また同じ時期に珠玉のようにもつております幾多の生命を尊重する、そこにやはり道徳心という公公共心と申しますか連帯感と申しますか、そういうものの中で自分の将来像を描きながら、その将来像に一步でも近づいために、砂が新しい水を吸ひ込むように日々新しい知識を吸収し、そして育つていくのが青年像のたくましさ、心豊かさであらうと思つてございまして、その中で、さらに社会自体が変化し、多様化し、個性化しておりますので、その社会の変化にも対応していきける対応力がなければいけない。そのためには教育そのものが個性化、多様化に向かつていくべきであり、その中で、教育という名前を、強いて言うならば学校教育は生涯教育のごく基本的な基礎部分である、したがって、学校教育も大切であるけれども、生涯かけて学び加え、学び補つていくことが大切である、こういう理念に基づきまして、私も精いっぱい努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○齊藤(斗)委員 大臣のプロフィールを読ませていただきましたと、「彫りの深い顔、均齊のとれた体は若いころ乗馬やボクシングで鍛えた故か。」とありまして、スポーツにもまた文化面にも、これは後ほど時間があれば質問させていただきますと思ひますが、映画をおつくりになったり、また著書に「個性的街づくり——ハイヒールと糞尿」という大変しゃれたタイトルで、しかしながら大変奥行きのある御本も出版されておるということで、まさしく個性的であり、また近代的な大臣だということだと思ひます。「好きなプロ野球チーム」というところを読みますと「個性あるチーム」といふふうな書き方であるのですが、それでよろしいのですか、大臣。——私自身教育に多少携わつてまいりましたけれども、私は親から、おまえはおれより偉くなれ、そういつて育てられてきたわけでございまして、多くの青年がやはりそうして育てられてきたのだと思ひます。私の親も多分、私からいへば祖父になりますけれども、おじいちゃん、おばあちゃんから、我々の世代より立

派になれよ、こう激励されて育つてきたというふうに記憶しておるのであります。

ここで大臣のお父様、中島久平氏大臣のことであらうとお聞きしたいのでありますが、大変進取の気性に富んだ方でありまして、飛行機を最初におつくりになつた方、そしてロマンに満ちた方という評価であります。明治に既にヨーロッパに渡り、ロンドン、パリで親しく航空事情をお調べになられたり、また明治末でしようけれどもアメリカにもお渡りになつてゐる。そういう点大変国際通でもあるということ、まさしくすばらしい大臣だということに思ふのであります。

そこでお聞きしたいのでありますが、私は中島源太郎大臣にはお父様よりもっと大きくなつていただきたいというふうな思ふのでありますが、知久平大臣は大臣を三回やられてゐるのです。記録によりますと、鉄道大臣、軍需大臣、続いて商工大臣と三回やられておるということですが、私から見ると、ぜひ大臣も一回だけじゃなくて四回くらいやつていただきたいという激励を申し上げたいのですが、ひとつ決意のほどをお聞きしたいと思ひます。

○中島國務大臣 激励をいただいて大変恐縮、痛み入ります。ただ、私の父のことをお触れいただきましたが、父の時代は、すべての者が平和を希求しながら結局戦争を避けれなかつた不幸な時代を経過をいたしております。もし私が父を乗り越えらるゝ、あるいは私が父の代をお互いに乗り越えることができるその一番の使命は、再び過ちを繰り返さない、再び戦争のない平和的な国家を維持し向上させる、それに日々献身できることが父親の時代をさらに超えていく一つの使命ではないか、そのように考えておりました、そういう意味で頑強なということであれば、私は渾身の力を込めて父の代を超えていくように頑張りたいと思ひます。

○齊藤(斗)委員 大臣、ありがとうございます。それで本題の教育改革に入りたいと思ひます。今国会は教育国会とも呼ばれるほど重要法案が多々あるということでございます。私は教育はまさに国家百年の大計であるというふうに思つておりまして、先般終了いたしましたけれども、臨時教育審議会の答申に沿つてこの教育改革が行われるものだといふふうに信じております。それで、教育改革は今や審議の段階から実施の段階に至つておるという状況であります。今後どのような課題に重点を置いて教育改革を推進されていくのか、お考えをお聞きしたいというふうに思ひます。

○中島國務大臣 おつしやるように臨時教育審議会で三年間の御審議をいただきました。ただ、その前提が既にございまして、日本は、初中教育を中心としたしまして世界の教育の中で高い水準を保つてきたと私は考えております。しかし、翻つて考えてみて、その教育が画一的ではなかつたかと言われますと、それを否定するにややちゆうちよする面がございまして、しかも、先ほど申したように社会そのものが多様化し、変化しておりますから、その社会の変化にも対応できるように教育自身が個性重視の教育を進めるべきだ。では、それはどのようにしたらいいのかということについて、三年間の御審議をいただき、数多くの御指摘をいただき、その御指摘を受けまして、当面進めるべき八項目に絞りました閣議決定をしていただいております。

その第一点は生涯学習の点でありますし、それから初中教育、高等教育の充実・活性化を含めまして御指摘をいただき、そして、閣議決定をいただきました面をスムーズに、着実に進めることが私どもに課せられた任務であり課題である、このように考えまして、その線に沿つて努力をしてまいりたいと思ひます。

○齊藤(斗)委員 中曾根前内閣のときに臨教審答申が出されたわけであります。そのときも、答申に關しては最大限尊重するという内閣の方針でございまして、現内閣でもその方針に基づいてぜひ力強くこの教育改革を進ませていただきたいというふうに思つております。

今大臣が触れられました生涯学習の振興でござい
ますけれども、まさしく今までは学校教育が社
会教育に比べてどちらかというとウェイトが高か
ったような感じがいたします。これは相对比较で
ありますが、そういう感じがいたしておりました
が、やはり全ステージにおいて人生の全段階にお
きまして、そしてあらゆる場所ですういった教育
が行われなくてはならない。そういう意味では、
いつでも、どこでも、だれにでも幅広い教育がな
される、それがまさに生涯学習体系への移行を目
指すものだと思っております。

そこで、教育基本法の初めに「教育の目的」と
いうのがございますが、大臣、教育の目的という
のはどのようにお考えでいらつしやるか、お聞き
したい。

○中島国務大臣 おつしやいますように、これか
ら教育を進めるその根底は教育基本法にございま
す。そして教育基本法は日本国憲法にのっとつて
おる、こういうことございまして、第一条に「教
育の目的」としては、「教育は、人格の完成をめざ
し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理
と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責
任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康
な国民の育成を期して行われなければならない
。」とございまして、その第一条の前提に、憲
法に示されたこのような理想的な国家を担うもの
は、その中心は教育であるというふうに教育を位
置づけられておる。この教育基本法の精神を特に
貫いて私どもは努力していかなければならない、
このように考えております。

○斎藤(斗)委員 今、生涯学習体系への移行への
決意をお聞きしたわけでありましたが、文部省では
現在社会教育局というのがある。しかしながら、
これを近々生涯学習局に組織がえをするやにお聞
きしておるのでありますけれども、私はそれは文
部省としての意気込みを感じさせるものだと思っ
ておりますが、その組織変更等々は間違いござい
ませんでしょうか。

○齋藤(壽)政府委員 この七月一日を予定いたし

まして文部省の組織編成がございまして、社会教
育局を生涯学習局として第一局にする、こういう
組織編成について予算をお願いし、なお政令の改
正を準備しているところでございまして。

○斎藤(斗)委員 国民が期待している生涯学習体
系への移行でございまして、文部省、先頭に立
つてぜひ頑張つてくださることをお願い申し上げ
ておきます。

与えられた時間が余りないので、少しはしょつ
て前へ進ませていただきますけれども、心豊かで
たくましい青少年の育成ということがこの所信の
中でもうたわれておるわけでありまして、心豊か
で、大臣は就任以来、心豊かでたくましい青少年の育
成を強調されておられます。確かに体格等々は立
派にはなつておるのですが、体力とか運動能力が
うまく整つていない、しかしながら精神も十分
でない、どちらかというと過保護に育つてきたた
が現代青年ではないかなというふうに思うわけで
あります。また青少年の非行、いじめ等の問題行
動は一時期に比べて減少しているものの、依然大
きな社会問題だといふふうに私もとらえており
ます。したがって、二十一世紀の我が国を担
う心豊かでたくましい青少年を育成することは、
まさしく国家の重要な責務であるというふうに思
いますが、今後どのような施策を講じられていく
のか、お聞きしたい。

○中島国務大臣 教育内容の具体的な面は政府委
員からお答えをいたさしますが、たくましく心豊
かな青少年をつくる、これには三つの方法があろ
うかと思ひます。

もちろんスポーツに親しみながら、心豊かなと
いう面では、先ほど申しましたように、自分の存
在に対する尊重と同時に、他の幾多の生命と存在
に対して尊重をする、こういう心の上では道徳教
育を中心にして進めてまいり、こういう点が一
つ。同時に、教室の中から自然に親しむような教
育を展開をする、こういう点が一つございまして。
三つ目の点は、そういういじめその他の非行の中
からは、そこに走る以前にやはり青少年諸君の

心から出たいろいろなシグナルがあると思うので
ございまして、そのシグナルがとぎとぎに吸収し
て対応できるような資質の高い教師像が求められ
る、このように思つておりますので、私どもは道
徳の問題、それから教育内容の問題、同時に教師
像の問題、この三つが総合されて、もちろんまた
その周辺には学校と社会と家庭というものがござ
います、それらが総合されてつくられていくべ
きもの、このように考えております。

○斎藤(斗)委員 今大臣にお聞きいたしました、
大要的確な方針を述べられておると思ひます
が、青少年にとりまして教育環境の整備というこ
とも十分配慮されなければならないのだというふ
うに思ひます。

まず四十人学級の整備でありますけれども、教
育の大要な一時期に四十人学級に触れないで卒業
されてしまう生徒もおるわけございまして、ぜ
ひ計画にのつとつて間違いなく整備を遂行される
ようお願いを申し上げたい。その整備の問題、四
十人学級、これを間違ひなくやつていただけるか
どうか。

それからもう一つ、過大規模校の解消、これも
やはり非行との非常に大きな関連がありまして、
どうしても面倒を見切れない、手が届かないとい
うのが非行とか教育荒廃の原因の一つだといふ指摘
がございまして。

この二点、四十人学級と過大規模校の問題につ
いてお伺いしたい。

○加戸政府委員 四十人学級の問題につきまして
は、昭和五十五年にスタートいたしました第五次
教職員定数改善計画の中で進捗しているところで
ございまして、御承知のように、小学校につきま
しては、五十五年のスタートの時点で、人口減少
市町村の小学校につきまして第一学年からスター
トし、ちよつと途中足踏みがございましたが、昭
和六十年で完成いたしております。そして、昭
和六十一年度からその他の市町村につきましての
第一学年から四十人学級を実施しているところで
ございまして、現在六十三年度になりますので第

三学年まで進行いたしております。これを引き続
き昭和六十四年から六十六年にかけて、第四
学年、第五学年、第六学年という形で完成させる
予定でございまして。

それから一方、中学校につきましては、昭和六
十一年から人口減少市町村の第一学年をスタート
させておりました、現在第三学年に向かうところ
でございまして。六十三年度ではこれが完成するわ
けでございまして、六十三年度からはその他の
人口減少市町村以外の市町村におきます中学校の
第一学年をスタートさせ、六十六年で完成をする
という形で今計画の着実な実施に努めている段階
でございまして。

それから過大規模校の問題でございまして、ピ
ークでございました昭和五十七年度に比べますと
約半減をしておるわけでございますが、依然千数
百校残っております。これにつきましては、分離
のための用地取得費の補助等も行ひまして、早期
の解消に努力しておるわけでございまして、これ
から児童生徒数も減少する方向に向かつておりま
すので、今の過大規模校と言われておりましたもの
のうちの約八割以上はおおむね解消の目途がつい
ているという状況でございまして。今後ともまた努
力してまいりたいと思つております。

○斎藤(斗)委員 教育環境の整備の中で「高等学
校教育の多様化・弾力化を推進するため、高等学
校の定時制・通信制課程の修業年限の弾力化を図
る」という項がございまして。私は、まさしく時代
の要請だといふふうに思つておるのですが、大
事なことの一つに、教育水準を、例えば今定時制
は四年以上といふことになつておるのですが、こ
れを三年以上といふようなことになるのだらうと
いふふうに思ひますが、その際には教育水準の低
下等々は招かないのだ、それは時代がきちつと対
応できるのだ、また環境がきちつと対応できるの
だといふふうに私は思つておるのですが、教育水
準の低下という点についてだけお聞きしたい。
○面崎政府委員 御指摘の点につきましては、法
案を提出させていただいておりますが、私どもの

次に教員の資質向上についてでございますが、実は最近の大手新聞に「学校教育改善へ強い期待」という世論調査が載っておりますて、一番大きな「学校教育への不満」を項目別に内容を見ますと、「教師の質に不満」というのが一番高いのですね。どうしても教師の資質向上というのは最優先にとらえなければならぬ課題だと私は思っております。そういう中で初任者研修とか現職研修とかいうことが出てきているのだというふうに思います。この初任者研修はどうしても取り組む大きな課題であるというふうに思っておりますので、大臣、その決意をお聞き申し上げたい。

不信の念を与えるものだとは思うのですね。こういう状況が起こるということは非常に嘆かわしい、残念なことだというふうに思っております。

この淡路島の食堂の件と申したらよろしいのでしょうか、これは教育委員会なり文部省は、この教師に対して、この事後にどのような処置をとられたか、お聞きをしたい。

○加戸政府委員　現在、その事件が発生いたしましたので、警察におきます措置が行われておる段階でございまして、その状況、事実関係等が判明してから教育委員会は対応する考えのように聞いております。

が「ふれ愛 大切にしたいから 先生いかないで」、こういうようなキャッチフレーズでつくられてゐるのです。私はこれはどんなものかなというふうに思つておりまして、「ふれ愛 大切にしたいから 先生いかないで」、これは「先生、日教組へ行かないで」、こういう意味にもとれないこともないなと思つておるわけでありますが、……（発言する者あり）この中で、こういう指摘もあるのですね。「初任者研修の余波で生徒は自習ばかりの状況を示す」というようなことが書いてあります。こんなことはないのだと私は思うのであります。が、これは事実関係、たしかこういう状況では

うなさまざまな工夫をしていただいております。し、現実に出られます場合につきましては、当然その学校の指導教員あるいはその他の教員が協力いたしました代替の授業を行っているわけでございまして、まず自習のケースは試行しましては一件もないと承知いたしております。

○斉藤(斗)委員 今、そのような方針をお聞きいたしましたし安心してしました。授業に全く差し支わりのない、支障がないのだということで、このキャッチフレーズは、「ふれ愛 大切にしたいいかから先生 初任者研修へ行ってしっかり勉強してください」、このような意味にとれるのかなと思

う次第であります。

次に、時間が余りないので、大学入試の改善についてであります。これについてはいろいろ改善策がとられておるようでございます。今年度実施された国立大学関係においての分離分割方式等々、少しづつ評価が高まってきているように思います。引き続き大学入試の改善に努めていただきたいということをお願いして申し上げます。

次に、実は専修大学の件をお聞きするというところをお願いしておたのでありますが、専修大学の件は先週解決したというようなこともございますので、これは割愛させていただきますと思います。

そこで、次は留学生政策の推進、国際交流の推進、これはもとより大事なことでございます。留学生同士の問題もありますし、また教員の外国語に対する研修というのでしょうか、そういうためにもこういった問題の交流を積極的に進められまして、外国語教育、実は世論によりましても外国語教育に対する批判が非常に高いという現実がございますので、ぜひその改善に手を打っていただきたいと思ひます。

時間が余りないので、大変申しわけないですが、これも、次に進ませていただきます。

実はスポーツの振興についてであります。一昨日ですが、スポーツの振興に関する懇談会の最終報告書が提出されたわけでございますが、この取り扱いについて大臣はどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

○中島国務大臣 スポーツの振興というのは日々心しなければならぬ問題でありまして、一方には生涯スポーツ、だれでも国民全部がスポーツに親しむという点で、スポーツの施設並びに指導員あるいはプログラマー、そういうものの育成が必要だと考えておりますし、その中から、また一方では競技スポーツの振興、これはやはりオリンピックなどでは日の丸がはためきますと、その競技が一斉に今度は国民の間に幅広く親しまれるという

ことがございました。かつて女子バレーボールが大活躍をしてマサさんバレーが全国に広がった、こういう相乗作用がございまして、その点につきましても心をいたしていかねばいかぬ。

そういう中でたまたまスポーツの振興に関する懇談会が、これは総理大臣の私的諮問機関でございますが、自由な討論の中で意見を体系的におまとめをいただきました。それを文部省で参考にさせていただきます。これを正規の審議会ですらに具体的に取組みとめをしていきたいと思っております。私も審議を諮問すると思はれ保健体育審議会でございます。保健体育審議会に四月の中頃までにはお集まりをいただいて諮問を申し上げ、将来にわたりますの体系的な組み立てをいたしまして、その線に沿って努力をしていきたいと思っております。

細かくはかえって時間がございませんでしようから、体系だけ申し上げました。

○斎藤(斗)委員 今回のスポーツに関して、私は基本的認識はまさしくそのとおりだと思ひます。そしてその中で、これは所信でも触れられておるのがあります。『国際競技力向上のための施策』というところで述べられておるのであります。競技スポーツの好成績が民族、社会の活力を増大させるという立場から、国際競技力の向上を国の重要な政策課題として位置づけ、我が国の繁栄を維持発展していくために、国策としてのスポーツの振興を図っていく必要があるということが述べられておいて、引き続き、日本選手団の成績が国際大会で東京五輪以降低落を続けているというような指摘もあるわけでございます。

私はこの国際競技力の向上というのを大変大事に考えておる一人でございまして、この答申によりますと、スポーツ指導者の養成確保、それからスポーツ施設の充実、スポーツ振興のための財源措置等々が指摘されておるわけでございます。私としてはぜひこのような、これは確かに私的諮問機関ではありますけれども、今大臣も文部省の中の審議会に委員会を設置して前向きに取り組まれ

るということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

もう余り時間がなくなりました。最後に、大臣は映画のプロデューサーをされたり、その中にはベストセラーといえますか大ヒットした『黒の試走車』というのがある、田宮二郎さんが主演された映画があるのではありません。実は文部大臣の件で地元で話をしましたら、いや、田宮二郎さんよりずっといい男だからなぜ大臣が主演しなかったのですかね。話も出たのであります。今までのどちらかというと経済的な豊かさを追求してきたが、これからますます精神的な、文化的な向上を求めなければならぬという中で、本心に最適な大臣をお迎えしたと思うのであります。文化振興について最後に大臣にお伺いして、私の質問を終わりたい、このように思ひます。

○中島国務大臣 確かに、これからは文化国家の色彩を大きく出していく時代に入ってきたと思っております。その文化というのを一言で言うのは難しいと思ひますが、やはり私はその地域の風土、それから歴史、そしてそこに生きとし生きている人間の魂の哀歓というものが織り合つてできた遺産であらう、こう思ひますので、文化を進める上には過去から現在に至っております文化の保護、それからこれから将来に向かっての文化の振興、そして今現在ある文化をいかに高めるかという日常の活動、この三つに大別できると思ひます。

特に今までの遺産を保護し保存するという面、それからこれからいかに振興させるか、この二つの面は特に国家の公財政支出が必要でございます。現在の文化の部分については民間の力をかりることがございますが、前の二つについては公財政支出を相当きめ細かく対応しなければいけません。六十三年度は四割増、と申しまして全体で四百億弱でございます。六十三年度はこれで対応させていただきますが、さらに文化の向上のためにはこれから公財政支出の面を含めまして一層努力をしてまいりたいと思ひますので、御鞭

撻をお願いしたいと思います。

○斎藤(斗)委員 以上で終わります。

○中村委員長 有島重武君。

○有島委員 百十二国会文部大臣の所信に対する質疑の機会を得させていただきました。喜んでおります。短時間でございまして後日、後々の道となるような質疑、お答えを期待いたしております。

生涯学習の問題と初等中等教育の問題と国際交流の問題、この三つに絞って伺っておきたいと思ひます。

生涯学習を振興するに当たりまして、一つのかなめとして放送大学の全国ネットワークの実現、こういふことが課題であらうと思ひます。御承知かもしれませんが、私もこれはたびたび主張してまいりましたが、つい先日我が党の近江已記夫代議士が質問主意書を提出いたしました。その答弁書もいただいたことがございました。

放送大学につきましては、今は第一期計画が実施されておるわけですね。これは昭和六十年から六十三年度末にかけて四年間と聞いております。という、第一期があるのだから第二期というものがあるのだらう。あるならば第二期というのはいつからいつまでなんですか、これをまずお答えいただきたいと思ひます。

○阿部政府委員 放送大学の整備につきましては、全国化ということがかねてからの私の念願でもございまして、もちろんこのプロジェクトは当然そうあらねばならぬことだろうと思っております。ただ、諸般の事情を総合的に判断をいたしまして、当初は東京タワーから電波の届く範囲というように南関東地区を中心にスタートをしたわけでございまして、昭和六十年に開学をし、学生を受け入れまして、昭和六十三年度には最終学年に到着をして、いよいよ来年の春には第一回目の卒業生が出るというような時期にまで至つたわけでございます。当初はその考え方を、何と申しますか、南関東

でやつておりますものを例えば第一期計画という
ような言い方をしておったと思うわけでございま
す。それ以降どういう形でこの放送大学のエリア
を広げていくかということはもちろん大きな課題
でございますし、ちょうど六十三年度で完成年度
に達するというところでございまして、現在はその
完成年度に達するまでの整備に最大限の力を注
いでいるところでございまして、また具体的にいつ
からという形でというのは現在鋭意検討中という
段階にあるわけでございます。

○有島委員 大臣、お聞きのように第一期はもう
あとわずかで終わるわけですよ。第二期というこ
とについてはいつからいつまでだというのはまだ
決まっていなそうですね。これはしっかりとやつて
いただきたい。

それから、第二期計画の発表というのはいつごろ
になるおつもりなのか、これは大臣に承りたい
い。

○中島国務大臣 まさに第一期は六十三年度で完
結をいたします。そして先生おっしゃいますよう
に現在関東だけがエリアでございまして、たまた
ま群馬県はそのエリアに入っておりますので、そ
こで学んでおられる方はつぶさに伺うことがで
きますが、大変張り合いのある日々を送ってお
る、これをぜひ全国に広めたい、こういう声が多
いものでございますから、第二期計画は、内容の
精査と、さらにこれを向上させることはもちろん
でありますけれども、このエリアをいかに広くす
るかということがやはり私どもの務めであらうと
思っております。

今現在進めておりますのは、有線放送によつて
このエリアを広めようということでありまして、し
ども、一方では、放送衛星を使つたらどうかとい
うことで、現在の放送衛星が予備衛星を使つてお
りますが、六十五年にはさらに三つ目の放送衛

星、六十六年にはそのまた予備衛星が上がるよ
うでございまして、そのチャネルがあいておりま
すれば、それを使つた場合どのような費用になる
かということが一つ。それからもう一つ、失礼で
ございまして、お勤めになつておりましたり家庭
におられましたりしてテレビを見ながらそれをビ
デオにとつて御自分のいいときに学んでおられま
すので、いつそ全国にビデオを配付したらどの
ようにエリアがふえるか、こういうことも検討の
一つであらう、こういう御示唆もいただいております。
また、それと同時に学習センターを全国につく
つていく、これの基礎計画と申しますか、そうい
うものとそれから公財政支出との兼ね合い、こう
いうものをしっかりと組んでいくことが重要であら
う、このように考えております。

○有島委員 私が伺いたいののは、第二期の計画と
いうのはいつごろ発表なさろうと思つていらつし
やるか。大臣は、生涯学習を振興しよう、その生
涯学習を制度としてつくつて、そのかめめとして
の放送大学、これは高等教育局から今度は生涯学
習局というところへ移行なさる、こういうような
ことも承つていらっしゃるわけですが、この計画、
これは今年中にでも早急にやろうとか、それから
来年回しになりますとか、そういう話を承りたか
つたんですよ。その中身はこういった問題があ
る、こういった問題がある、それは私も多少は承
知をいたしております。それはまあここではない
です。それから、早急にお詰めになつて、せめてそこ
は一つの目標を立てて仕事をしたい。お願いを
いたします。

それで、これは全国各県から早期実現の要望が
おありになるかどうかですね。要望がどんな形で
もつて入ってくるんだらうか、届くんだらうか。
それから、要望があればそれに対するいろいろな
対応、お返事などをなさつていらつしやるんだら
うか、そういうことを承つておきたかつたのだす
けれども、内々調べてみますと、余りそういうい
たものが無いということだそうであります。
これは、一つには認識不足ということもあるん

じゃないかと思うのですよ。イギリスなんかの
場合でございまして、旅行いたしておりました、
タクシの運転手さんなんかに聞いても、うちの
息子はこうだとか、あるいは私も聞いたことがあ
るとか、あるいは幾らかの学費でもつてこれだけ
のことか、あるいは、そういうことはBBCでもや
つていて、みな知つていらっしゃるわけですね。そ
れに比べて、我が国でもつて人に聞いてみる
と、放送大学、あれは何かアナウンサーでも育
てるのか、そんなような認識の方もいらつしやる
ようですし、それから、せっかく電波が出ておりま
す関東地域におきまして、現に国会内でも議員
会館で聞こうと思つても、そこでは映らぬ。文部
省内は映つていようですけれども、ここに大蔵
省や厚生省もいらつしやるが、そういう省は、
聞いてみれば余り映らないと言ふんじやないかと
思ふのです。そういう認識不足がある。全国
的にもある。これはもう少しPRなさるべきじや
なからうか、それが一つです。

それからもう一つは、どういう手だてをもつて
問い合わせをすればそれに応じることができ
るか、そういうこともあわせてPRなさつて、全
国的にコンセンサスをつくりながら促進を期すべ
きじやないだらうかと思ひます。

今の点はお答えいただけましたか。——時間
が余りないから、それじゃ後でもしチャンスがあ
つたら言つてくださいます。

第二は、初等中等教育でございまして、この初
等中等教育の改善充実をする、そのかめめの一
つとして教員の資質の向上、これは大変大切だと思
ひます。これにつきましては後日詳しく審議す
べきものでございまして、私はこの席でも
つて一つの原則を提示しておきたいわけですよ。

それは生涯学習人間成長の原則といひますか
ね、生涯学習の原則、人間成長の原則とも言
つていいんじゃないかと思ひますけれども、教師と
なるべき人はすべてやはり人格者であつてもら
いたい、知識もしっかり持つていてもらいたいし、

教育の技能・技術をしっかりとつておいてもら
いたい。時代がたてばそれをレベルアップしなけ
ばならない、それは当たり前なんですけれども、
現実にお互いに完璧な人間というのはないわけ
だから、教師も一人のやはり生涯学習者である。そ
れで、教えながらみずから学ぶ人である。子供
たちが人間成長をしていく、それを促しながらみ
ずから人間成長を志す。技術のこともあるけれ
ども、一番の教師の資質向上ということの根底に
そういう原則が流れていなければならぬ。い
やないだらうか。これからはいろいろな技術的な
問題がいろいろ議論されると思ひますけれども、
それを一つの原則として確認しておきたい。大
臣のお考えを一言承つておきたい。

○中島国務大臣 先生御指摘の、教師といへども
生涯学習を歩みつつある過程の一人である、大変
感銘深く拝聴いたしました。まさにそれが必要だ
と思つております。

人生八十年でございまして、いつの年代におき
ましても前を向いて向上心を持つて歩み続ける。
したがつて、そういう教師像でありますからそ
生徒から見れば先行ランナーでありますし、先生
から見れば優秀なる後続ランナーである。後続ラ
ンナーのために一番いいペースを保ちながら引
張つていく。後続ランナーはまた先生と向き合
つて教わることもありましようけれども、精神的に
は先行ランナーのひたむきな姿勢をおのが師とし
て学んでいくであらう。その小さい技術論は別と
しまして、先生がおつしやつた今のお気持ちは大変
感銘深く拝聴いたしましたし、それが一番必要な
態度ではないかと率直に思ひます。

○有島委員 それでは続きまして、初等中等教育
の改善充実の目的というの、次の時代を担つて
いつてくれる子供たちを育成することだ、子供た
ちの成長の基礎を保障していく、こういうことであ
らうかと思ひます。そうすると、今度は子供
供たちの立場に立ちまして、子供たちの知育、徳
育、体育、この調和ある人間成長を促す教育、つ
まり子供たちが、自分たちは確かに背も小さい

し、何も知らない面もたくさんあるかもしれぬ、育ててもらっている、そういう存在ではございませうけれども、子供は子供なりに自分が成長するのと同じ様に、自分よりも年下の子供たち、年少者の世話を見る、いわゆる異年齢混成の教育の姿を学校教育、社会教育の中に導入すべきではないか。こういうことを私は昭和六十年でしたかこの席でもって提唱いたしました。何回かここで申し上げたこともございますけれども、これについて大臣の所信を伺っておきたいと思うのです。いかがでしょうか。

○中島務大臣 先生から直接伺うのは初めてでありますけれども、先生の所信あるいはお言葉は私も目にいたしましたことはございます。それで大変いい御指摘だと思いました。

身近なところでいえば、私も小さいころは確かに異年齢の仲間同士が夜暗くなるまで遊んでおった。その中から学んだものは意外と多かったと思うわけでございます。その中には赤ちゃんをおぶって子守をしながら一緒に隠れんぼをしたり鬼ごっこをしたりいたしました。残念ながらそういう環境が日々刻々なくなっているわけでございますので、そういう意味で、社会と家庭とそれから学校というものが三位一体であるならば、おっしゃる様に学校の中にそういうものが取り入れられないか。これは大変貴重な御指摘だと思ひますので、そういう面でも既に取入れつつあるものがあるいはこれから技術的にどうするか、この点については政府委員からお答えさせていただきますが、先生の日ごろからの御指摘は貴重な御指摘として、私も敬意を持って拝見しております。

○有島委員 私、あちらこちらに参りますと各学校でこの種の試みがどういふふうに行われているか見てまいって、その都度また文部省の方にも、こういった例がありましたよということも申し上げておたつたのでございますけれども、先生にとつてみるとなかなか厄介だ。同年齢でどンドンやっつけていけば整然と進めることができる。だけれどもこれはちよつと手間がかかる。教育の学課の中

にこれを直ちに持ち込むということには多少抵抗がある、そういうこともございます。ただ、掃除当番であるとかあるいは部活動であるとかそういうような中では心がけておるけれども、そういう実例をたくさん収集することによつて、奨励するといふ形になりますか進めることができると思ふのです。

今、大臣は、家庭教育、学校教育、社会教育、これが三位一体となると申されましたけれども、一時代前ですと家庭の中に異年齢はあつたわけですよ。このごろ兄弟姉妹が少のうございませうし、親と子供、大人と子供という関係だけになつてしまつた。先生と子供という関係だけで、その中間がない。これはどこかで補正しなければならぬ。そういう点で、相当困難があつてもこれは学校教育の方でもやっつけていかなければならぬのじゃないか。大臣、御理解をいただいたから私は大変うれしく思つております。

そこで、これは就学前教育の中でも、例えば幼稚園なんかでも配慮している幼稚園もございませうけれども、これは一般化して五歳児が三歳児の世話を見てやる、こういうことが初めから当たり前のやうに行われるやうになるべきではないかと思ふわけですね。大臣の御理解と同時に――厚生省の方には来ていらつしやいますか。これは厚生省、保育所におきまして同じことが言えるのじやなからうかと思ひますので、ひとつそのやうに促進をしていただきたい。厚生省のお答えをいただきます。

○柏崎説明員 御説明を申し上げます。

保育所におきまして保育は、同年齢のグループによつて行われる形態が中心となつておりますが、八時間という保育の時間の中で、例えば昼食の準備のときに異年齢児が一緒になつてお互いに役割を持つて助け合ひながら準備をしていくとか、あるいは午後の自由遊びの時間に一緒になつて遊ぶとか、いろいろな形で異年齢児の交流も部分的ではございますが行われているところでございます。

私も、今後とも異年齢混成の保育の実施方法等についてさらに研究、検討を進めまして、その一層の推進に配慮してまいりたい、かやうに考へております。

○有島委員 では大臣、ひとつ促進をしていただきたい。お願いいたします。

初中教育の改善充実の第三といたしまして、大臣も挙げていらつしやいます高等学校の多様化、弾力化、これをすると言つておられます。これも大変重要なことでございまして、三つほどきようは問題にしたいと思つております。それは六年制中等学校、それからもう一つは単位制高校、つけ足りみたいだけれども大学受験資格の検定というやうなものもあるわけですが、それから第三番目に高校生の留学ということですね。こういうことでちよつと触れてまいりたい。

初めに、六年制の中等学校について、きようの新聞に報道されておりました。文部省の中等教育改革推進調査研究協力者会議は三月三十一日に六年制中等学校のあり方に関する最終まとめを公表した。それで、文部省としてはこのまとめを受け対処していらつしやるといふお考えでございませうけれども、今度六年制を、私立学校で今やつていくわけですが、これを公立でやる。そういったしますと新たな教員免許制度が必要になつてくるのじやないだろうか、この制度を既に何か考へていらつしやるのかどうか、簡潔にひとつ。

○加戸政府委員 教育職員養成審議会におきまして一昨年から三つの事項を審議いたしておりますが、一つが教員免許基準の改善、それから二番目が現職研修の改善、初任者研修等も含まれますが、第三にはこの六年制中等学校構想につきましてその教員資格をどうするかという、この三つを御審議いただいたわけでございます。

免許基準とそれから研修につきましては御答申いただきましたけれども、第三番目の問題は、教育課程審議会におきます議論が、いわゆる六年制中等学校のカリキュラム、その内容等が具体的に明らかになつておりませんので、私どもの立場と

しましてはそういった点の審議につきましては若干時間がかつたわけでございませうけれども、結論的に申し上げますと、答申では中学校、高等学校を連携するような形で正規の学校として構想されるものである以上、現在の場合すべて校種ごとに免許状が定められておりますから、六年制中等学校につきましても教員免許状を創設する必要がある、ただし、その免許資格、基礎資格をどうするか、あるいは教職専門、教科専門の単位を何単位とするといったやうな具体的な事項につきましては、教育内容が定まつて、あるいはそれに連動いたしまして検討し、具体的な教育課程審議会の答申に合わせた形で私どもの方は免許状の内容は考へていきたい、こんな段階でございませう。

○有島委員 方向性、大変よくわかりました。

あと単位制だとかあるいは後から言う留学の問題、そういうことがあつて、こうした多様化、弾力化あるいは個性尊重というやうなことが進んでいく。これは時代の趨勢であります。こういうことが進めば進むほど、それでは最低保障といひますか、福祉の方では最低を保障してあとは公正な自由競争だ、こういうふうになるわけだけれども、義務教育段階の中学まで及び高校、ここでも、義務教育段階の中学まで及び高校、ここでも、ミニマムとして子供たちに保障してやるうじやないかというものが、今まではこれだけのことは履習させてあげましよう、こういうことで、これは学習指導要領によつて明らかでございますね。それで、そのうちの特にこれだけのことくらいは、極端なことを申しますと、すべての高校卒業者は中学生の持つてくる教科書並みの知識は全部こなせるといふことをミニマムにしようじやないかと、そういうこともあり得るわけだけれども、そのミニマムエッセンシャルズというやうなことを今後考へていかなければならぬんじゃないやうなところか。すぐには言ひませう、そういうことを考へていかなければならぬんじゃないのだから、これは大ざっぱな話だから、大臣からもしお考

えがあつたならば承つておきたい。

○面崎政府委員 御指摘のとおり、高等学校教育は、進学率は九四%でございますから、多種多様な生徒諸君が入つておるわけでございます。ミニマムエッセンシャルにつきましては、お話しにございましたように、指導要領の中で、卒業までに修得すべき単位数、これが現在では八十単位でございます。その中に必修単位として現在では三十二単位でございますが、その三十二単位の修得が必修としてミニマムエッセンシャルである、こういう姿になつておるわけでございます。

問題は、その三十二単位とか八十単位という単位数の問題と、それからもう一つは、先生おっしゃいますように、それぞれの単位の中の教科課程の程度と範囲、そのミニマムエッセンシャルをどういうふうと考えていくか、これが大変大事な点だと思つておる次第でございます。この点は、昨年十二月の課程審の答申でも、それぞれ高校教育の多様化の問題と教育のあり方の問題から、それぞれの科目の中身の範囲と程度を十分検討すべしというふうなことをいただいておりますから、私どもも一年かかましてその点は十分考えてまいりたいというふうな考えでおる次第でございます。

○有島委員 それでは大臣、御研究いただきたい。お願いします。

それで、三月の新聞報道でございましたけれども、教育の国際化といいますが、海外に教育施設を持つような学校ができておる。もう既に四つの学園がそういうことをして、姉妹校を提携しているというの四百二十二校ある、こんなことを言つております。こうしたことが進むにつれて、今の問題、ミニマムですね。これだけはどうちみち確保する、あとはいろいろな質、いろいろなものがあるんじゃないかと思うわけでありまして。

先にはいきます。もう時間が余りないそうでございます。今度は国際化の問題で、たった一つに絞ります。ホームステイの問題。若い人たちが外国と行

き来するようになると、宿舍の問題がある、いわゆる寮ということがありますね。しかしそれだけでは手当てができません。みんな民間に家を借りるということもある。しかし、ホームステイということの意味合いは、国際交流、異文化の接触ということについては、若いときにこれを経験をしていくということは非常に大切なことじゃないかと思つておる。時間があつたらもう少し議論もしたかつたんだけれども、現在日本の若者がどのくらい向かうのお世話になつておるか、アメリカが一番多いそうですけれども、大体幾つかの推定の数字もございまして、それが日本の方でどのくらいこのホームステイでもつてお世話しているか、これも推定はできるわけです。しかし、これは飛ばします。

そこで、二年ほど前でございましてけれども、ホームステイ減税ということが制度的に実施をされておるわけでございます。これは大臣も御承知かと思つたけれども、外務省の方、来ていらつしやいますか。――外務省、簡単にちよつと説明してくれませんか。こういった制度があるんだけれども、その制度がどのくらい活用されているか。

○遠藤(乙)説明員 お答えいたします。

外国人をホームステイさせる事業は、草の根レベルの心の通う交流ということは大変有意義でありまして、近年我が国において大変活発化しております。特に住宅事情のよい地方において大変活発でございます。

ホームステイ減税ということでございますが、これは中曽根前総理の提唱に基づきまして、ホームステイを側面的に促進することを目的としまして税制面で優遇を図る新しい制度でございます。六十一年度の四月から導入したわけでございまして、この仕組みにつきましましては、外国人を迎える家庭に対しまして謝金を支払うために寄付された資金、そういった団体や個人があるとして、それについては国際交流基金を通ずること、これを免税とするという一方の措置、そしてもう一つは、

ホームステイをやつた家庭が謝金を受けた場合に、それを課税対象としないという二段階の減税措置でございます。これは制度の実施以来周知徹底をいたしておりますが、現在のところまだ必ずしも活用は十分でないというのが現状でございます。

○有島委員 大臣、そういった制度がありながら、現実運用されてない。いろいろなネックがあると思つておる。これは外務省の仕事だから知らぬというわけにいかないと思うので、ひとつこれも御研究いただいて、促進をするというところが一つの仕事じゃないだろうかと思つておる。

それから、きょうは大蔵省も来ていらつしやるから、ホームステイを受け入れる家庭に対して何か新たな考え方を導入できないかどうかということをお願いしたい。例えばホームステイとしてかかった費用のうち四十万から四十万、六十万から六十万、これを控除の対象にするといひますか、確定申告の際に経費として認めるという方向で、押して寄せてくるからとてどもできませんんていうことじゃなくて、これは今や一つの大きな時代の流れなんです、その中でもつて考慮してもらいたい。

○杉崎説明員 先生おっしゃられたとおり、いろいろな形で家計の支出についてその一部分に着目して控除ができないかというお話、よくございまして。基本的なものは基礎控除、私たち各人の納税者が一人三十三万円の基礎控除というのがございます。配偶者控除も三十三万円。そういうものは基礎的なものでございまして、それ以外のもの、いろいろな控除がございまして、その中でございまして、税制調査会の基本的な考え方としていたしましては、そうした個々の事情をしんしゃくして控除をつくるということではなくて、難しい問題であつて、それは望ましいものではないということ、新しい特別の控除を設けることについては消極的でございます。

○有島委員 時間が参りましたから、大臣に一言。今の問答を聞いていらつしやうて、何か御感想があつたならば一言承つて、それで質問を終わります。

○中島国務大臣 いろいろ御指摘をいただいております。

特に最後のホームステイの問題は、たしか昨年度三千人くらいの日本の子女が向こうでお世話になつておる、海外からは千五百名程度がおいでになつて日本でお世話をしておる、こういうこと、ございまして、ホームステイに対する謝金と申しますか寄付にしましては、国際交流基金を通じて非課税、また家庭に受け入れる方も課税対象にしない、これは確かにそういうのがあつたということでは知りましたけれども、なかなかまだ行き届いていないのじゃないか。どこに隘路があるのか。先ほどの放送大学と一緒に、何かPRが足りないのかあるいは手続にうちよつと簡素化すべきところがあるのか、よく勉強してみたいと思つておる。

○有島委員 委員長、ありがとうございます。

○中村委員長 中西續介君。

○中西(續)委員 私は、まず最初に、今問題になつておりますアスペストの問題について、各省庁に來ていただいておるわけで、これを先に論議いたしまして片づけたいと思つておる。

このアスペスト問題で調査結果が出ておりますが、大学を初めとして小中学校、いろいろありますけれども、今東大の駒場第三体育館が問題になつておりますだけに、調査が的確になされたかどうかということ、調査を私は大変危惧をいたしております。したがつて、全国の国立大学九十六校を云々というところでやつておりますけれども、この数字は正確ですか。六十二年六月、この分についてはどうなつておるか。

○古村政府委員 全国の大学のアスペスト使用状況調査結果、一応私たちとしては三十万平方メートルということで調査結果を集約いたしました、御指摘のとおり、東大で第三体育館を壊しましたときに

天井材の裏からフレキシブルシートというものが使用されているのが見つかったということでした。吹きつけのところは外から見てもわかりませんが、そういった点では調査は吹きつけのところは大抵三十万坪全部集約できたと思いますが、そういった中に入っている問題というのは全部集約しているということにはなっていないだろうというふうに思います。

○中西(續)委員 そうしますと、吹きつけ部分についてはそうしてやったらけれども、板になっている部分がいりあるんですね。こうした問題等についてはこの中には集約されておらないと考えてよろしいですね。——わかりました。そうしますと、六十二年五月、各都道府県教育委員会に対して調査を依頼してやった分がありますね。学校数で千三百三十七校、四万二千九百九十校中これだけのものがあるということになっておるわけですが、聞くところによると、廊下だと給食調理室、こういうようなところはここの中に入っておらない。したがって、そういうものまで含めると、これだけに限定されるものでないということ、ご理解してよろしいですか。

○加戸政府委員 先生ただいま御指摘ございましたように、昨年五月の調査につきましては、今のような廊下とか調理室の部分は調査の対象とはいたしておりません。これはいわゆる公立学校におきましてどの程度の概数であるのか、文部省としての対応を考えるための把握をしたわけでございます。したがって、千三百三十七校以外に、例えば廊下部分等で使用しているケースも何十校あるいは何百校あり得ると思います。しかしながら、文部省としては、これら学校の中におきまして吹きつけアスベストの対策工事でございまして、調査対象となっていないからということでは取り扱いは差をつけるつもりはございません。なお、学校におきまして今申し上げました文部省の調査対象外の部分についてもそれぞれの実情を把握するように、指導はいたしておるところでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、この数字というのは概略の調査であって、内容的にはまだまだ多くの問題が散在するわけでありまして、一応の調査であつたというように理解してよろしいですね。それでいいですね。

○加戸政府委員 調査をいたしましては、いわゆる校舎面積の大部分を占めます普通教室あるいは特別教室、体育館、それから寄宿舎といった事項に限定いたしましての調査でございますから、おおよそその一般的傾向をつかむということが主眼でございました。

○中西(續)委員 ところが、一番危険なのは廊下なんです。たくさんの方が通るわけでしょう。それから、給食調理室などということになりますと、なおさらのことですね。給食調理室などになつてまいりますと、温度の上下の差があつたりわんわん湿度が高くなつてみたり、こういうようなことがあつたりするから、いろいろ多くの問題がここに残つておるし、しかも食料を扱つておるところ、こういうことになりまして大変問題のあるところですから、落ちておるといことがわかれ結構です。ですから、たとえ二千万という六十二年度の大型の助成金の範囲に入らずとも、やはり当然こうした問題は調査はしておくべきではなかつたかということを考えるからこそ、今私はこういう指摘をしたわけでありまして、

そこで問題は、六十二年に大規模改修事業国庫補助、小学校で二十校、中学校で九校ということになっております。この分が二百四十一億円という金額になるのか、どうですか。

○加戸政府委員 御承知のように文部省としましては大規模改修事業に対する補助を行つておるわけでございますが、六十二年度は、その大規模改修事業の中にアスベスト対策工事も含めて補助をするということにいたしました。六十二年に申請がございまして補助を出したのが、小学校が二十四校、中学校が十二校でございます。合計三十六校に補助をいたしております。補助金

額の合計額は六億五千万円でございますが、これはアスベスト対策のみならず、その他の、例えばアルミサッシへの変更あるいは屋根のふきかえ等の改修工事等も含まれた総額でございます。アスベスト部分のみの金額ではございません。

○中西(續)委員 アスベストの関係で国庫補助を出されたものについて、私は二十校と九校というふうな理解をしておつたのですけれども、今見ると、二十四校と十二校ということですね。その金額は六億五千万、これよりまだ少額だという答弁があつたわけですが、そうすると、大規模改修事業費の二百四十一億というのは他の部分すべてを指しておつて、このアスベスト関係からいいますと、金額からすると、これは五億になるのか四億になるのか、いずれにしてもわずかだ、こういうふうな理解をしてよろしいですか。

○加戸政府委員 六十三年度予算案におきまして、三百三十億の大幅増額をいたしました予算を計上させていただいておるわけでございますが、その大部分はいわゆる一般的な大規模改修に伴います経費でございます。アスベスト部分は、仮定の話でございますが、調査いたしました千三百三十七校全部がアスベスト対策ということで工事が行われたとしても、それに要する経費につきましては、補助金部分は約六十億程度ではないかと見込んでおります。したがって、今申し上げました六十三年度に申請が出てきたといたしまして、金額的には二けたの小さい方の億の台ではないかという考え方でございまして、今申し上げた予算の中の部分としてはかなりパーセンテージは低いシェアであらうと想定いたしております。

○中西(續)委員 今度は、大型の中のアスベストにかかわる対象を幼稚園から小、中、高、盲、聾、養で合せて拡大をし、工事費としては今まで二千万だったのを四百万に引き下げ、最高は一億まで、年限も十五年というのを改めて経過年数を問わないということになったわけですね。そういったしますと、今私が申し上げたように、四百万とい

うけれども、例えば廊下あるいは小面積の給食調理室など含めていきますと、それに該当しないということだつてあり得るわけですね。四百万には下げたけれども、しかしこれは緊急課題だということでもつて、こうした小規模であっても、たとえ二百万なり三百万なりであってもこれは実施するということにはならないのですか。

○加戸政府委員 学校の改修につきましては、一般的には地方交付税の上で、例えば小中学校につきましては五百万から七百万円ということ、一校につきましての交付税の積算基礎があるわけでございます。これは自治体におきまして、小規模な改修等は当然地方交付税の措置によりまして対応いただくという考え方が前提になつておるわけでございます。

この大規模改修——大規模改修を六十三年度は大規模改修と名称を改めさせていただいておるすけれども、この考え方は、いわゆる一般的な恒常的改修ではなくて、大規模、言うなれば改築に準ずる程度のものでございまして補助をしようという制度であつたわけでございます。六十三年度は今先生おっしゃいましたようにアスベストという特殊な問題が出てまいりましたので、大規模改修という形で原則は二千万でございますけれども、アスベスト工事関係だけを対象とし得るようにより工事費限度額を四百万円以上にまで下げまして、一般的な大規模改修と言ひ得るものの限界まで補助をしようという考え方で対応させていた

だいておるところでございます。○中西(續)委員 そうしますと、調査によると、大規模改修に当たるような部分が千三百八校になつておるわけですね。なのに、今申請のあつた数というのはごくわずかということになっております。したがって、金額が千三百八校実施したとしても六十億程度ということになっております。そこで、私は提案です。きょうは各省庁に来ていただきました。通産、労働、建設、厚生、環境、全部来ていただきましたけれども、例えば通産の場合には、これを製品として出すときにJISマ

ークでこうした物を許したわけですね。あるいは労働省の場合であるならば、労働安全法あるいは特定化学物質等障害予防規則ですか、こういうような法律に当ってはまっているのかどうかというところをやらなければならぬ。建設省からいうと、建設する基準からいたしても、設計の際にこういうのを取り入れてよしいということに今までなっておったわけですから、それから厚生省の場合には、肺がんとかいろいろのがみが出たときに問題になるわけですね。環境庁に至っては、これはもう当然ですね。そうなりますと、これは緊急課題の特別措置をやらなければならぬと僕は思うのです。そうしないと、このまま放置しておくと、室内と屋外を調べてみた場合、今申し上げる時間がありますから私は言いませんけれども、内容的に屋外と室内における数量が相当違っている、このことはもう明確なんです。東大あたりでも調べているのを見ると、何十倍という量にまで達しています。ところがそれをみんな隠しているのです。こういう状況が依然としてあるわけですよ。ですから、今は生徒が現状からして、今度はそれを処理するに当たっても、地域の人に了解を求め、そのことをちゃんと告知をしてやる必要があるわけでしょう。東大などというのは告知も何もなしにむちゃくちゃに壊したわけです。指摘をしておたにもかかわらず、やめずに壊しているのです。足元の東大ですらそうですから、全国におけるそういう知識のない建築業者なりあるいは解体業者が、この工事にかかわった場合にはどういふことをやっているかということとを考えると、ぞっとしますよね。第一、マスクもせずに壊しているところがあるのですから。ところが、これが二十年後には肺がんになったり、石綿肺だとかあるいは悪性の中皮腫というのができて、できた人を調べてみたところがみんなそういう結果が出ておるといふことになっていきますね。ですから、この分については本格的に、大臣、各省庁との連絡だけなしに、プロジェクトとか何かを設置してでも、短期間の間に特別措置なりを

して、予算が六十億程度であるとするなら、私はいち早くやるべきだと思います。

そこで、各省庁の方に来ていただいていますから、私はその点で今極めて緊急課題であるということだけお聞きしたいと思うのです。各省庁それぞれ、最初に通産省の方にお願ひしたいのです。

○和田説明員 通産省といたしまして、本件は非常に緊急の問題と思っております。各省庁と十分に連携をとりながら解決をいたしていきたいと思っております。特に代替品の開発について我々としても大変な関心を持っております。

○中西(續)委員 だから、今まで通産の方はJISマークでこれを許可してきたのですから、責任は重大ですよ、二十年近く全部これを多用しているわけですから。

それから、次に労働省の方にお願ひしたいのです。

○富田説明員 石綿障害防止につきましては、昭和四十年の末に肺がんとの因果関係がはっきりいたしました。それを踏まえまして法令の整備を図るとともに、以来労働行政の重点施策の一つとしてその予防の徹底を図っております。

今回、御指摘のような学校等の石綿除去回収作業についても重大な関心を持っておりまして、これについては、一昨年九月に作業基準を示してその徹底を図るよう、関係業者等の教育を行ってきているところでございます。今後ともその徹底を図ってまいりたいと考えております。

○中西(續)委員 それで労働省の方にちょっとお聞きしますけれども、東大はそういう点でちゃんと措置をやってたのですか。

○富田説明員 今御指摘の東大の件については施工状況を確認しております。非常に残念なことだと思いますが、そのことが事実とすれば、そのようなことがないよう今後関係者に対して徹底を図ってまいりたいと考えております。

○中西(續)委員 次に、建設省にお願ひしたい。

○立石説明員 お答えいたします。

建築物におきますアスベスト問題は、特に天井

等に吹きつけられたアスベストが劣化しましてアスベストの粉じんが飛散するおそれとか、先生御指摘のように建築物の解体の際にアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるとか、そういうことで実際に飛散している例があります。そういうことによる被害が大きな懸念になっているところでございまして、建設省といたしましてはこれは重要な問題だと考えておりまして、これまでも対応技術の普及等に努めてきておりますが、さらに当面の対策として、全体的な建築物における使用の実態調査を進めると同時に、より具体的あるいは詳細なアスベストの処理のための診断・回収技術等について指針をつくらうということで、現在進めておるところでございます。

○中西(續)委員 既に被害が出て大変な状況にまでなっているわけですから、特に都会におけるいろいろな地域の建てかえがどんどん進んでいっているという現状から考えますと、今からやるのではなくて、いち早くそういうのを出してもらって対応していかねばならぬと思うのです。

それから、次に厚生省にお願ひします。

○佐野説明員 お答えいたします。

厚生省といたしましては、アスベスト問題は大変重要な問題だと認識いたしております。したがって、関係省庁とも十分連携をとりながら知見の収集に努めますとともに、厚生省所管の各種分野におきましても適切な対応策を講じてまいりたいものでございます。

○中西(續)委員 だから、厚生省あたりは特に今問題になっておるだけに積極的に各省庁に呼びかけてでもこうした対応についてやらなければならぬわけですが、この点は抜けておると私は思うのです。

肝心なものの環境庁はどうですか。

○浜田説明員 環境庁におきましては、大気汚染防止という観点から、特にこのアスベスト問題は重要な問題だということで取り組んでおります。そういう中で、特に五十六年度以来いろいろな実態の調査とかモニタリング調査も実施してきてお

りますが、幸いにいたしまして、現状では環境中のアスベストのレベルは健康に及ぼす影響という点から考えますとリスクは小さいということではございますけれども、検討会の先生方の御意見もございまして、やはり未然防止の観点からできるだけのアスベストの大気中への排出の抑制を図る必要があるだろうということでございまして。そういう意味で、吹きつけアスベストにつきましても、昨年十月あるいはことしの二月に厚生省と連名で各自自治体に対していろいろな観点からの通知を出したわけでございます。また各省におかれましては、先ほど来答弁がございましたようにそれぞれ法律あるいは通知に基づいた指導を行われておりますが、私どもとして各省庁連絡を密にしていくということが重要であろうかと思ひまして、私どもの呼びかけによりまして各省連絡会議というふうなものも適宜開催しております。そういう意味で、各省庁が十分連携をとって適切に対策が講じられていくよう私どもとしましては努力を続けてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○中西(續)委員 リスクが小さいだとか何とか、これは今言うときじゃないんですよ。当面問題になっている緊急課題として何をやるかというものをきちんとやらなくてはならぬときに、やつたところがリスクが小さいから何だかんだって、そんなとぼけた論議をしていたのでは困るので。ですから、労働省あたり考えてみますと、例えば東大の問題を一つとってみまして、労安法からいたしましてあるいは特定化学物質等障害予防規則違反からいたしまして、解体工事をこんなことで平気でやっておるといふ面からすれば、この法律からいいますとこれは本当は刑罰問題でしょう。こういうことを平気で行われておるといふ実態があるというのを今私たちは見落としてはいませんかと思うのです。

だからこそ、各省庁にきょう来ていただいたのは、やはり当面は解体工事なんかをやっておるところが一番問題になるわけですから、具体的な

に千三百幾らがわかり、しかも小規模のところの場合まだ入っていないから、これがもつとわかんないです。そうしますと、こうした体制を今どうやって対応していくのかという問題があるわけですね。ところが、文部省予算というのは補助金は三分の一ですよ。だから私は、こういう問題を考えますと、政府は、すべてのものが関与しながらこのように欠落があつて大変な状況になつておるわけですから、少なくともこの予算の補助金の率というのはいくらに上げてでも緊急課題として処理をすべきではないか。例えば急増地域におけるあれで見ても十分の六であつたものを今十分の五・五になつていますけれども、これは緊急だからこそこうして年限を決定してその範囲内でやつていこうとやつてやっていると、これはやはり三年なら三年の間に完全になくしてしまうというくらいに体制をとつていかないと困るので

そうしますと、必ず問題になつてくるのが、例えば市町村の場合に赤字再建団体になつてまゐりますとどうすることもできません。例えば一つの体育館をやると三千万かかるというのです。三千万かれば二千万を自分で負担しなければならぬというのだけれども、公債比率からいうと借りるあはれない。このまま過剰にいかなくちゃならぬし、そのほかに廊下もありません、あるいは今さっき言ったように給食調理室だつてあります。こうなつていくわけですね。そういうことになつていくと、いち早くそうしたものを緊急課題としてどうしてやつていくかというのをやるためには、そうした各府県が知恵を出し合つて短期間にこれを全部仕上げてしまふというぐらゐのことはやつてもらいたいと思うのです。上から吹きつけてまた押さえ込むものは何年かするとまだだめになるのです。ですからやはり最終的には除去なんです。

大臣、この点を含めてこの補助金問題、それから短期間に年限を決定しての特別措置をしていく

くらしい提案を文部省からして、各府県の関係全部を練り上げていただいて、この補正予算までにはこれをやり上げる、そうしたお気持ちにはあります。

○中島國務大臣 確かにアスベストの問題は人体に影響がございしますから、これは重要な問題だと思ひます。私も千三百三十七校と記憶しておつたわけでありまして、そのほかいろいろの廊下、調理室等を入れますとなおふえるということであらば、これはまたゆめゆめ問題でありますので、せつかくの各省に對する御質問でございします。今まで環境庁中心に連絡會議があつたようでごさいますけれども、現在その大規模改造の費用、予算は三百三十億、三分の一補助、こゝまでございしますが、先生おっしゃる通りに緊急に知恵を出し合ふということは確かに必要でございします。緊急に各府県と連絡を密にいたしまして対策に知恵を絞つてみたい、こう思つております。

○中西(續)委員 知恵を絞つていただきますけれども、これを壊すだけじゃだめなので、その予防策から全部を全体的にやるための、皆さんのすべての知恵を出し合つた中で一つのそうした総合的な施策というものを打ち出さなければ、しかも財政的には、そうした山村の学校とか財政規模の小さいところとかいろいろ困つているところがあれば、そういうところにはちゃんと財政的な措置までした上で、どう人命を守るか、健康を守るか、こうしたものが打ち出されて初めて、教育現場から人命を大事にするという、そういう心が生まれてこなければいかぬと思ひます。この点はやはり明確に示していただいて、他府県と早期に練り上げて、これまた次の何かの機会に私の方から質問をいたしますので、ぜひその体制を整えていただきたい、こう思ひます。よろしいですか。

○中島國務大臣 お話の大綱はよくわかりました。技術的には閉じ込めるのがいいのか刺戟するのがいいのか、こういう問題も知恵を出して、そ

れからまた費用の算定もありましようから、そういうものも含めましてお答えとさせていただきます。

○中西(續)委員 では各府県の方、結構です。あ

そこで、私は、通告をいたしました留学生問題の財政問題からいろいろ同対策問題等たくさんございしましたけれども、きょうは一応それをおきまして、緊急な問題として、過日、三月二十九日に文部省教育助成局長名で通知が出されてい

す。私、これは日教組に出されたものと最初は疑つたのです。日教組にそうした警告みたいなものを政策問題としていろいろ出されたのではないかと疑つたわけですが、出されてい

る先が「各都道府県・指定都市教育委員教育長殿」になつてい

ます。これはと思つて、この中身を十分読ましていただいたところが、私は本

当に目の前が真っ暗になりました。というのは、今までのあれからい

ますと、文部省助成局長が去年あたりまでここ何十年間か出されてまいりましたその中身というのを見ますと、こういう形式あるいは内容とは全く形が違ふのです。

なぜ私が目の前が真っ暗になつたかを説明しておかぬとあなたたちはなかなかわかりにくいと思ひます。と申しますのは、こういうものがひとり歩きをし始めますと、今度はこれを受けて「教職員の服務規律の確保に努められるよう願ひます」ということになり、そして各都道府県・指定都市の教育長から全部の市町村長、そして県立であれば学校長、これに全部こういうものが行きます。そうしますと、実際にそうした問題等が出てくる過程の中ではどうなるかという、校長は、いろいろ教員から現場で聞かれると、私は中身は知りません、教育委員会から言われました、職務命令ですというところでつてすべて処理をしていくという傾向に今はなつてい

ますので、そうしますと、今度は服務規律に反したということ

で処分をします。処分をしますと、ここに出ておる中身が合法的であらうと違法であらうと構わぬということ

になるのです。

なぜかという、私はそれを経験しておる。懲戒免職になつた二十一名のうちの私は一人です。そして裁判所で論議をいたしまして、専従の執行委員はそのままであつたけれども、現場の教師であつた人々はどうなつたかという、現場に復帰させよという判決が出ました、復帰をしました、二日後にこれを今度は高裁にとつていくわけでありまして、またもとどおりになる。その間には、和解をしたらどうかという勧告もあります。我々の側は受けようとしても、教育委員会は受けません。そして、今度は高裁でも和解をしたらという声があつたけれども、やはりだめだ。結果は、前と同じように現場の人は職場に復帰ということになります。学校に復帰ということになるけれども、これまただめです。今は最高裁です。大臣、何年たつたと思ひますか。二十年ですよ。我々同僚二十一名の中で六人はもう亡くなりました。そして、今現場に復帰できるという人はその数わずかでありま

す。ほとんどの人がもう退職をしていきました。あるいはまた、我々は知事との間で確認書を書きました。ところが、その知事との間における確認書は全部破棄されていきました。

こういうことになつてきますと、これが違法であらうと合法であらうと、こうして出して処分さ

えさせれば効果は上がるといふことです。最高裁まで行けば莫大な財源と時間が必要になり、そして、現場の諸君には大変な影響を与え、現場は混乱をする。それが目的にこれは出された私は直感をいたしました、そういう経験を持つておるだけに。

今まで同じようなことがあつたとしても、今までのような通知の形式をなぜこうまで内容的に変更したのか。今の文部省の体質、方針というのがそこまで来ておる。戦前と全く同じような弾圧政策、これだつたら憲法二十一条も何もあつたものじゃありません。だから、こうした内容であるといふことを自覚をした上で出された私は確信をいたしました。加戸という人は、助成局長という

人は大変な人であるということ、そのことを私は感じました。(発言する者あり)これを読んだことがない人は黙っててください。中身も知らないし、痛みも知らぬ人はここでは発言するあはれはないですよ。しかも今発言権はないのですから。——このことを考えますと、今の文部省の体質がそこまで来たか断言してよろしい、こう私は思います、どうなんですか。

○加戸政府委員 三月二十九日付の教育助成局長通達を出したことに付いての若干の御説明をさせていただきます。と思います。

文部省といたしましては、従来から、教育公務員がルールを守ることが子供たちに教える立場にあるという観点に立ちまして、いわゆる違法行為に及ぶおそれがある場合につきましては、事前に教育委員会に通知を出しまして、遺漏のないような対応を常にしてきたわけでございます。

具体的に申し上げますれば、日教組等におきまして運動方針が決定され、あるいは具体的な指令が出されストライキの蓋然性が高まった時点におきましては、ストライキ等を防止するために、違法行為の起きないように各都道府県教育委員会並びにそれを通じて市町村教育委員会におきまして、学校に対しましての注意を喚起し、万全の態勢をしていただくような体制を例年ずつとつてまいっております。

このほかにも、通達を出す例といたしましては、選挙の直前になりまして、いわゆる教育公務員の立場におきまして許されていない政治活動あるいは選挙活動はこういうものであるということ、具体的な事例を示しまして、毎年そのたびごとに通知を出しているわけでございます。

今回のケースにつきましては、先般の三月二十四日、日教組の中央委員会におきまして、「臨教審関連六法案を阻止するたかひは、文部省交渉・国会対策を強化し、政府・自民党が断念しないときは、国会審議の山場でストライキを含む全国統一闘争を組織してたたかいます。」ということ、これが決定されております。そういった点が一つ

でございます。それから、二月一日から三日におきます日教組大会におきまして、六十二年運動方針の中におきまして、一つは、「一九八九年運動の「本格実施」を断念させるため、闘争体制の確立を急ぎ、一九八八年度「試行」阻止のたかひを結合します。」さらに、「初任者研修」制度の「試行」にたいしては、その断念・撤回を基本に、集会、デモ、署名・決議など大衆闘争を重視してたたかいます。」こういう形で具体的な方針が決まられてまして、しかも、現在初任者研修法案を上程いたしておりますが、この国会の段階におきまして、近い時期にこのような闘いが具体化されるというような事態に立ち至りますれば、教職員が日教組の方針に従いまして行動をとられました場合に違法行為に及ぶおそれがございますし、そういうことのないようなことを祈りまして、具体的にこのういつた事柄に対しまして対応策について教育委員会に通知をさせていただいた次第でございます。これは通例の、私どもが従来としておりました態度と同様でございます。

○中西(續)委員 これを見たら、前回のものと今度のものを比較をしてみたら、内容的には全然違ひがあります。政治的というなら、前回は、「日本教職員組合は、総評の売上税抗議ストライキの一環として、」云々ということになっております。ですから、これにはそういうものは書かれていません。ここに書いてある問題になるようなことは書いてない。「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するために、示威運動や」云々ということになっております。前のものにはそういうことは全然書かれていません。これだつて、今言う論法からするなら「政治的行為」といつて入れているわけですから、同じだということになるのです。

もう一つだけ、今の文部省の性格を規定づけるものがある。それは、「教育委員会の活性化について」というもので出されております。六十二年の十二月十六日です。ところが、今出されている教育

委員会改正案にはないものまで含めてこの中にはうたててある。臨時教育審議会第二次答申に基づいてということ、教育委員の選任から教育委員の研修、待遇、研修はこうしなければならぬということまで全部やっていますよ。教育長の選任、教育長の待遇というように全部やっています。しかも、「教育委員会の運営」などを見ますと、地方教育委員会の性格と位置づけについてまで言及してあるのです。これはまだ法案が出る前ですぞ。しかも出た法案は違ふんだ。この中身を見ると、あなたたちが自治省から反対されて削ったものまで含めてここには出しているんですよ。活性化するためにはこれをやれと言つて出しているんだ。ここに今の文部省の性格、規定づけがあると言ふんだ。これはもう曲げようがないんだ。

これは参議院でやつたでしよう。参議院で指摘されているはず。今いろいろ言つたけれども、例えば指令が出されてから云々、それは具体的にいつからでしよう。ここには具体的なものはまだ出ていません。そのときに、このようにして「臨教審関連六法案を阻止するため」云々から始まって、「たかひ等」とした当面の闘争方針を決定しています」とあるのです。それならば私は聞きたいと思うけれども、例えばここに言う「政策」というのはどういうことなんですか、答えてください。

○加戸政府委員 通知の中に、「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施を妨害するために、」具体的な行動をとるということ書いてございしますが、ここにございします「政策」と申しますのは、文部省あるいは都道府県教育委員会等それぞれの公の機関におきまして一定の方向のもとに行政の施策を進めるわけでございしますが、その個々一般的な考え方、方策、それを政策と私どもは理解いたしております。

○中西(續)委員 そうなると行政は何でもできるということですか。そして、それに対して反対することは全くできないということでしょうか。今あなたが言われるのはこういうことですか。とにかく

く文部省なりあるいは県教委なり地方教育委員会が行政的にこうやりたいということの方針を出して決めたなら、それがここに言う、あなたが言つておられる政策ということになりますか。

○加戸政府委員 教育公務員の政治的行為の制限につきましては、教育公務員特例法二十一条の三によりまして、国立学校の教育公務員の例によりまして、国家公務員法の百二条を引きまゝして人事院規則の一四一七で具体的に制限が書かれておりますが、その中で使われておる言葉が「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施を妨害すること。」とございまして、これを受けまして、人事院の事務総長通知の中に「政治的行為の運用方針」に関する解釈が書かれております。それで、この解釈の中におきましては、「国の機関又は公の機関において決定した政策」とは、国会、内閣、内閣の統轄の下における行政機関、地方公共団体等政策の決定について公の権限を有する機関が正式に決定した政策をいう。」ということでございます。具体的には、例えば初任者研修の試行が行われておりますけれども、これは都道府県教育委員会において行つた決定をしているわけでございします。そういう意味では、今申し上げた事柄は、「政策」というのは各公の機関が正式に決定した政策ということでございます。私どもはそういうふうには理解いたしております。

○中西(續)委員 だから、私が言うことに答えなさいと言ふのだ。そういうことは私は大体わかつています。各行政機関なり公の機関が決定した「政策の実施」とあるから、その「政策」とは何かと聞いているのです。例えば市町村教育委員会が決定をしたことについて政策といひますか、私はこう言つています。たとえ小さなことであろうと何であろうと政策といひますか、こう聞いています。どうですか、聞いたことに答えてください。

○加戸政府委員 人事院規則の中で書かれております「政策」は、公の機関、具体的には文部省なり都道府県教育委員会といった行政機関が決定したのも政策と呼んでおります。

○中西(續)委員 ですから、そうなるとうも全部、何でも政策になるわけですから、この政策なるものは大変な中身になってくるということになります。行政機関というのはまさに万能だということになるわけですよ。私はそのことを確認すればいいのです。あなたがそういうふうな、たとえ小さなものであろうと公的機関あるいは行政機関が決めたものは全部政策だと言っているわけですか。

そうすると、私は聞きますけれども、今試行になっておる初任者研修というのは政策ですか。

○加戸政府委員 試行の形態といたしまして、それぞれの試行対象校におきまして初任者研修を実施するというのを都道府県教育委員会並びに市町村教育委員会が決定しておりますれば、これは政策でございます。

○中西(續)委員 それじゃ、今度も試行のための予算をつけましたね、その際には款項目がちゃんとあつてやりましたか。

○加戸政府委員 今の御質問の最後の言葉がちょっと聞き取れませんでした。恐縮でございますが、もう一遍……。

○中西(續)委員 昨年に続いて、初任者研修をこゝしと実施するわけですが、この際の予算というものは、この人員を、四十人学級それぞれから定数改善のための予算、その中にわざわざ組み入れたのは款項目がなかったからではないですか。

○加戸政府委員 六十二年度予算並びに現在の六十三年度予算におきまして、教職員の配置率改善の中に初任者研修の試行に伴います指導教員の定数を、経費を計上いたしておりますが、これは費目といたしましては義務教育費国庫負担金の中に予算上計上させていただいているわけでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、法律はなくても予算措置をしたということですね。

○加戸政府委員 予算措置と申しますのは、具体的な一つの施策なりを実施するために必要な経費が予算として計上されているわけでございます。

○中西(續)委員 だから結局、法律があれば法律に基づく款項目があつてその中で措置をするわけですが、ところが、これはないからああいうところでごまかしをやっているわけですよ。

さらにもう一つは、聞きますが、「政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害する」とありますね。「妨害」とは何ですか。

○加戸政府委員 「公の機関において決定した政策の実施を妨害すること」は、人事院規則一四一七の第五項第六号で規定されておるわけでございますが、この解釈につきましては、それを受けました人事院総長通知の「政治的行為の運用方針について」という中で書かれておりますので、それを読み上げさせていただきます。「実施を妨害する」とは、その手段方法のいかんを問わず、有形無形の威力をもつて組織的、計画的又は継続的にその政策の目的の達成を妨げることという。従つて、単に当該政策を批判することは、これに該当しない。」とございます。したがしまして、私どもの考え方としては、初任者研修に對します単なる反対の意見表明は該当いたしません。何らかの有形無形の威力を用ひまして、初任者研修の実施を阻止するために組織的、継続的あるいは計画的に活動が展開される事態は、具体的に事例に即してこの政治的行為の制限に該当する可能性が強いと考えておるわけでございます。それに該当するかどうかは個々具体的な教職員の行動によつて判断される事柄でございます。しかしながら、そういう事態が起きないような形で注意を喚起させていただいたということでございます。

○中西(續)委員 今の答弁を聞いておると、主使者、行政の主観によつてそれが決められるわけですよ。それで、今言つたように威力妨害という問題になつてまいります。ですから、「妨害」とはどういうことを指すのですか、具体的に言つてください。あなたはそういうことをわかつていてここに通知を出しているのだから、言つてください。

○加戸政府委員 「政策の実施を妨害する」と申

しますのは、通常の状態であれば政策が円滑に実施されることを予想しているわけでございますけれども、それを何らかの、今申し上げました有形無形の威力を用ひて、具体的に、当局側が圧力と感じ、例えば一つの政策を中止せざるを得ない、あるいは断念せざるを得ないというような方向へ持つていくことを意圖して、組織的、継続的、計画的に行動されることを、「実施を妨害すること」と理解いたしております。

○中西(續)委員 そうですね。だから私は聞いたのです。あくまでも行政担当の人たちがそのことの判断を主観的にやれば、それが威力になるわけですよ。だから、今言つたとおりなんです。

そうすると、これは大変なことだということですが、戦後これが決まつたのが昭和二十四年ですから、こうした今あなたが読み上げられた十四十七の人事院規則に該当するいろいろな分野というのは大変なことになる、だからそのときにわざわざ文部次官の通知まで出ているのですよ。そうなのは大変だということでもつて通知まで出されている。それからすると約四十年近くたつています。しかし、今までこんなことは出たことがないわけなんです。人事院に、こういうことが出たかどうかを聞いてみましたら、経験がありませんとこう来たのです。

ですから、今のような勝手な政策というものの解釈についても、さらに政策決定ということになれば、少なくとも私はこういうふう感じています。政治的目的のうちに、今あなたが言つたやつたような「政策」とは「云々」というのがずつとありますが、これは正式に決定されたものでなければならぬはずですよ。ところで、初任者研修制度あるいは教育職員免許法改悪、それぞれ教育公務員特例法により云々ということ、こういうあなたが申されたような問題について、免許法を改正する法律案など全部どうなつていくかという、国会では提出はされておるけれども、いまだに審議がされておらないのですよ。ですから、これから審議がされて衆参両院で可決成立して、初めて正

式に決定された制度として実施されるに至るというものであります。これがもし否決あるいは審議未了あるいは継続審議などになった場合には、これは法律としては現存しないわけですよ。今もまだ現存していないのです。提出はされてあつても、ですから、こうしたことを考えてみると、今の答弁からすると、国会における審議権を侵すようなことを平気で言つているということが一つです。

それからもう一つは、威力妨害ということ、妨害をするということ、これを盛んに今言われていたけれども、これが勝手に行政者によつて、感じとしてそれを受けとめることができればそうだと云う。しかも法律がまだない中でですよ。だから、さつき私が言つたように、反対すらもしてはいけないということになる。やつたときには処分さればいい、そうすれば何でもできる、そしてそれは裁判で争ひましよう。あなたたちは自分で金を出さぬからいいよ、みんな国の金でやるんだから。二十年も裁判をやつてごらんない。個人のこうした問題をどうするかといったときに、二十年間もこれをやれなんていつたつてできるわけないですよ、個人では。だから私は、今のようないことが平気で行政者の感じでやられるということになつたら大変だと思つたのですが、この点で、政治的な目的というものを、国の機関あるいは公の機関において決定した政策、これを実施することを妨害するといふふうにあなたは盛んに今言つたけれども、この点は「実施を妨害する」ということは、手段だとか方法のいかんを問わずに有形無形の威力をもつて組織的、計画的または継続的にその政策の目的の達成を妨げることと言つておるわけですよ。しかし、まだ実際行為としてこういうものは全然出てきてない。そして具体的に、あなたは指令が出されたと言つけれども、指令は出されてないのですよ。具体的に、これは警告だろと思つた、最初にもつたときに、私は佐藤委員からもらったのです。だからこれは組合に対する警告かなと思つて読んでいたところが、

よく読み返したらそうじゃないのです。ということになってまいりますと、何といつてもこの問題は、「当該政策を批判する」こういうことで具体的にやってもいいということになつてゐるわけですから、このことを今の段階でも既に妨害が出るとか何とかいふ予見をし、勝手に主観で決めてやられるということになつてまいりますと、これは大変なことになつてくるわけです。

ですから、この初任者研修等につきまして「政策」に当たる、こういうことにしていますけれども、政策の問題と、こうした妨害問題等を含めてあるいは「実施」という問題について、これは実施したかどうかという問題だつて、ここでは結論が出ないうちに、こういうことを平気でやろうとしているのです。

ですから私は、何としてもこの点は、「威力をもつて」云々だということには決してならないということ、法律上はこういうふうに言つていますね。いいですか。「威力」とは、人の意見を制圧するに足る勢力を言う。これは具体例として、危険が身に及ぶようなことを告げたり、会場の発煙筒をたき大会を混乱させるなどがこれに当たるとされている。これは大審院明治四十三年の二月と、最高裁では二十八年の一月三十日にこういう事例がちゃんと示されております。したがつて、集会、デモ、こういうものは威力には当たらないわけです。署名だつてそれが当たるとはならないのです。憲法二十一条に保障されているそういう基本的なものを平気で否定するという、しかも教育を担当するところがこういうことを言うということになりますと、これは大変な問題であります。私は、この点で大変な内容をこでは示しておるということになると思ふのです。

そこで、ぜひ大臣、聞いておいてください。今までを考へてみても、日教組の昭和三十一年の教育三法反対闘争だとか、三十三年以降の勤務評定反対闘争、三十六年の文部省学力テスト反対闘争、五十一年以降の主任制反対闘争等、これらを挙げていきますと、文部省は今まで一度たりとも

こういう中身のものを出したことはありません。これは文部省だけでなしに、人事委員会に対して私たちがそれを聞いても、初めてですという事でびびつくりした顔をします。したがつて、これが人事院規則一四七に違反すると言明をしたことがないということ、今度初めてこれが違反をする、そういう中身になつておるといふこと、私はこんなことを考えますと、本当に、先ほど一番最初に申し上げましたように、見ただけでぞつとするのです。真つ暗になる。ですからこの問題は、例えば免許法の問題等になつてまいりますと、これから後の労働組合のそれぞれの労働条件にかかわる問題等が出てくるのです。しかし、全然話もせずに一方的にこうして行政を通じて流していくということになりますと、大体文部行政といふのは、今や世界的に、こうした問題については、ILO、ユネスコの教員の地位に関する勧告九項などを見てみましても、すべてこうしたこと

はやはり話し合いをしてちゃんと片づけるべきであるといふことを言われているのです。国際化、国際的にいふことを盛んにあなたたちは言うわけですから、少なくとも世界のそうしたしきたりをもう一度学んだらどうですか。そして、当事者同士がまず話をするということが前提にならずに、一方的に、私が一番最初ショックとして受けとめたような弾圧だけを前提にしてやるようなことをしたことはあつてはならない。大臣どうですか。——いや、もう時間がないから、大臣です。

あなたなんかから答弁をもらおうと思つていない。大臣いかがですか。

○中島國務大臣 段々の御議論を伺つておりましたが、そのもと、三月二十九日教育助成局長の通知にかかわる御質問でございますので、私もその通知を目にしておりますが、しかし、一番後段でございますが、この通知の要点というのは、法律に違反するような違法行為があつたり、あるいは政治の中立性が損なわれるというようなことがあつて学校教育に対する国民の信頼が損なわれてはいけな、これは当然のことでございます。

そういうことがないように服務規律を順当に進めてくれ、この心を私はやはり素直に御理解いただくべきであらう。先生おっしゃるように、憲法二十一条に決して触れるようなことではございませぬし、今の二つの点、違法性と教育の中立性が損なわれることがないように、私どももそれは今後ともやはり心に置いていくべきことであらう、このように感じました。

○中西(續)委員 今の大臣の答弁、いろいろ言つておられるけれども、実際に政策を聞き、政策とは何かといふことを聞き、妨害とは何かといふことを聞いたときに、あなたが言われる憲法二十一条にかかわる問題が今のあれからすると完全に無視されておるから、私たちはだからわざわざそのことを聞いたわけです。そこが一番の問題です。しかも一つは、四十年間に先ほど申し上げたような幾つかの問題があつたけれども、そのときには全然出されずに、今の助成局長になつて初めてこうした問題が四十年ぶりに出されたから私たちは言つておるのでありまして、ここが一番の問題なんです。だから、何か立身出世をするために目立つようなことをしたいといふのなら別ですよ。(発言するものあり)この点は何としても問題があるのです。憲法に違反するようなことをやるのだつたら問題があるのです。この点を十分認識しないと、大臣の答弁というのは答弁になつていない。以上です。

○中村委員長 内閣提出、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。中島文部大臣。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○中島國務大臣 このたび、政府から提出いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法は、公立義務教育諸学校施設の整備に対する国の負担制度について定めておるものであり、政府は、この制度のもとに、鋭意、公立義務教育諸学校施設の整備に努めてまいりました。

昭和四十八年度には、大都市周辺地域等における児童生徒の急増現象にかんがみ、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する経費について国の負担割合を三分の二に引き上げ、昭和六十二年度まで、これらの学校の整備を促進するとともに、関連市町村の財政負担の軽減にも資することとしてきたところであります。

しかしながら、昭和六十三年以降においては、児童生徒急増市町村は相当数存続することが予想され、中学校を中心にかんがひ、量の施設整備が見込まれております。したがつて、今回、所要の改正を行い、もつて児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の施設整備を円滑に進めようとするものであります。

次に法律案の内容について御説明いたします。

まず第一に、児童または生徒が急増している地域にある公立の小学校または中学校の施設の整備を促進するため、引き続き、昭和六十七年度までこれらの学校の校舎の新築または増築に要する経費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を講ずることとしております。ただし、国の補助金等の臨時特例等に関する法律により、特例的補助率かさ上げについては、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの暫定措置として補助率の引き下げが行われていることを考慮し、昭和六十三年年度の国の負担割合は十分の五・五とするものといたしております。

第二に、この法律の施行期日を、昭和六十三年四月一日とし、また、今回の改正に伴い必要とな

る関連法律の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「昭和六十二年まで」を「昭和六十七年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「昭和六十三年度までの各年度」に改める。

附則

(施行期日等)
1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の昭和六十三年度に係る規定は、昭和六十三年度の予算に係る国の負担並びに昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

3 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第

七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十二年まで」を「昭和六十三年度まで」に、「及び昭和六十二年度」を「昭和六十三年度までの各年度」に改める。
(水源地域対策特別措置法の一部改正)

4 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第一号に掲げるものについては昭和六十年及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る部分に、第四号に掲げるものについては昭和六十年及び昭和六十一年度及び昭和六十二年度」を「第一号及び第四号に掲げるものについては、昭和六十年及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度」に改める。

附則第七項中「及び昭和六十二年度」を「昭和六十三年度までの各年度」に、「昭和六十二年度まで」を「昭和六十三年度まで」に改める。

理由

児童又は生徒が急増している地域にある公立の小学校又は中学校の施設の整備を促進するため、昭和六十三年度から昭和六十七年度まで、引き続き、これらの学校の校舎の新築又は増築に要する経費に係る国の負担割合を引き上げる措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。